

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第2989号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部改正（社会福祉課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	6
○ 化製場等の区域の指定（生活衛生課）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第39号（農業共済組合の当然組合員となる者並びに共済事業を行う市町の農作物共済資格者または蚕繭共済資格者の基準となる耕作の業務及び養蚕の業務の規模（当然加入基準））及び平成12年兵庫県告示第234号（共済事業を行う市町・事務組合の農作物共済加入資格者の基準となる耕作面積）の廃止（農林経済課）	10
○ 土地改良事業の計画変更認可（農地整備課）	10
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	10
○ 保安林の指定の解除予定（同）	11
○ 保安林の指定の予定通知（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	12
○ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する規程（水大気課）	12
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（環境整備課）	13
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第19号）（道路街路課）	13
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第40号）（同）	13
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第41号）（同）	14
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第45号）（同）	14
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 道路の区域の変更（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	19
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20

○ 同 上 (同)	21
○ 同 上 (同)	21
○ 同 上 (同)	21
○ 平成19年兵庫県告示第956号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	22
○ 平成20年兵庫県告示第235号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	22
○ 平成23年兵庫県告示第212号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	22
○ 平成23年兵庫県告示第372号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	22
○ 平成19年兵庫県告示第1311号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	22
○ 平成22年兵庫県告示第402号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	23
○ 平成23年兵庫県告示第36号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	23
○ 平成18年兵庫県告示第865号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	23
○ 平成22年兵庫県告示第1200号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	23
○ 平成23年兵庫県告示第162号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	23
○ 平成22年兵庫県告示第404号 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (同)	24
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除 (同)	24
○ 同 上 (同)	24
○ 土砂災害特別警戒区域の指定 (同)	24
○ 同 上 (同)	26
○ 同 上 (同)	28
○ 同 上 (同)	30
○ 同 上 (同)	39
○ 同 上 (同)	40
○ 同 上 (同)	43
○ 同 上 (同)	49
○ 同 上 (同)	54
○ 同 上 (同)	55
○ 同 上 (同)	59
○ 同 上 (同)	63
○ 平成29年兵庫県告示第1126号 (土砂災害特別警戒区域の指定) の一部改正 (同)	67
○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道課)	68
○ 豊岡都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同)	68
○ 浜坂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (同)	69
○ 平成 5年兵庫県告示第189号の 3 (屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知 事) が指定する区域等) の一部改正 (都市政策課)	69
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課)	78
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧 (同)	78
○ 土地区画整理組合の設立認可 (市街地整備課)	79
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更 (水産課)	79
○ 都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告 (建築指導課)	81
人事委員会規則	
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	81
公安委員会規則	
○ 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の診断を行う医師の指定に 関する規則の一部を改正する規則	82
正 誤	
○ 平成 2 年 7 月 24 日付け兵庫県公報第158号中	82

公布された法令のあらまし

- 職員任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会規則第 4 号)
警察官の警部以下の職への採用の選考の権限を任命権者に委任するため、所要の改正を行うこととした。
- 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 (公安委員会規則第 3 号)
介護保険法の一部改正により条文が改められたことに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第299号

昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 及び2を次のように改める。

1 区域担当民生委員・児童委員の定数

市 名	定 数	町 名	定 数
洲本市	126	川辺郡	
芦屋市	111	猪名川町	60
伊丹市	249	多可郡	
相生市	64	多可町	61
豊岡市	210	加古郡	
加古川市	405	稲美町	58
たつの市	160	播磨町	63
赤穂市	106	神崎郡	
西脇市	87	神河町	36
宝塚市	294	市川町	34
三木市	165	福崎町	50
高砂市	167	揖保郡	
川西市	241	太子町	52
小野市	102	赤穂郡	
三田市	218	上郡町	46
加西市	116	佐用郡	
篠山市	131	佐用町	66
養父市	104	美方郡	
丹波市	183	香美町	57
南あわじ市	149	新温泉町	49
朝来市	132		
淡路市	162		
宍粟市	125		
加東市	96		
市部計	3,903	郡部計	632
			総計 4,535

2 主任児童委員の定数

市 名	定 数	町 名	定 数
洲本市	5	川辺郡	
芦屋市	6	猪名川町	3
伊丹市	9	多可郡	
相生市	3	多可町	6
豊岡市	13	加古郡	
加古川市	22	稲美町	5
たつの市	10	播磨町	4

赤穂市	5	神崎郡	
西脇市	5	神河町	2
宝塚市	19	市川町	2
三木市	11	福崎町	3
高砂市	9	揖保郡	
川西市	16	太子町	3
小野市	7	赤穂郡	
三田市	10	上郡町	3
加西市	4	佐用郡	
篠山市	6	佐用町	4
養父市	8	美方郡	
丹波市	13	香美町	6
南あわじ市	9	新温泉町	4
朝来市	9		
淡路市	11		
宍粟市	9		
加東市	7		
市部計	226	郡部計	45
			総計 271



兵庫県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
葵クリニック葵リハビリステーション	明石市西明石北町1—10—21	平成29年12月1日
溝口内科	同 市大久保町茜1—1—20	平成30年1月1日
ライフ調剤薬局魚住店	同 市魚住町清水199—5	同 月5日
まえかわ内科クリニック	同 市大久保町ゆりのき通2—2—1 AKASAKA HILLS B棟3階 301	平成30年2月1日
坪内歯科医院	芦屋市精道町6—10—105号	平成29年12月1日
エスペランザ訪問看護リハビリステーション	同 市精道町12—17 ハイツ芦屋201号	平成30年1月1日
のぞみ眼科	伊丹市鴻池4—1—10 オアシスタウン伊丹鴻池2階	同 年2月1日
サエラ薬局仁川店	宝塚市仁川北2—5—1	同 年1月1日
訪問看護ステーションかいな	同 市口谷西3—63—3 金岡ハイツ201	同

逆瀬川かとう整形外科	同 市逆瀬川1-2-1 アピア1 4階	平成30年2月1日
木村メディカルクリニック	川西市小花1-6-18 N&Hビル2階	同 年1月1日
はえの往診クリニック	同 市西多田2-2-8 三栄ビル3階	同
訪問看護ステーションココア川西	同 市笹部2-15-1 グリーンヒル山下103号室	同
歯科石原医院	小野市池田町293-1	同
ひさの歯科医院	養父市八鹿町八鹿1632-1	平成30年2月1日
あせい歯科	丹波市氷上町市辺208-5	同 年1月1日
あんず薬局	淡路市岩屋1414-36	平成29年12月1日
アイ・プラス薬局浜坂店	美方郡新温泉町二日市字家の前755	平成30年1月1日



兵庫県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
凜訪問看護ステーション	芦屋市高浜町5-2-124	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人仁有会本整形外科	明石市桜町14-23
溝口内科	同 市大久保町茜1-1-20
ライフ調剤薬局魚住店	同 市魚住町清水201 106号
坪内歯科医院	芦屋市精道町6-10 芦屋ガーデンハイツ1階
原歯科医院	伊丹市池尻2-39
医療法人桂誠会東野クリニックサンシティ宝塚	宝塚市宝梅2-6-26
サエラ薬局仁川店	同 市仁川北2-5-1
木村メディカルクリニック	川西市小花1-6-18 N&Hビル2階
歯科石原医院	小野市池田町293-1
あせい歯科	丹波市氷上町市辺208-5
あんず薬局	淡路市岩屋1414-36
アイ・プラス薬局浜坂店	美方郡新温泉町二日市字家の前755



兵庫県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
伸幸苑ケアハウスしあわせ	伊丹市寺本 6—150	社会福祉法人翠松会	伊丹市寺本 6—150	平成30年 2月 1日



兵庫県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
ヘルパーステーションことぶき	明石市和坂 1—12—25	株式会社丸福	明石市和坂 1—12—25

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
居宅介護支援事業所おげんき日和	洲本市宇山 1—4—17	株式会社ドリームサポート	洲本市上加茂396—6
デイサービスげんきな学校	同 上	同 上	同 上
アルカ下加茂薬局	洲本市下加茂 1—640—1	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台 1—3—3
アースサポート宝塚	宝塚市売布東の町16—3	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町 1—4—14

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
ケアサポートなな居宅介護支援センター	揖保郡太子町立岡89—1—101	株式会社ヤマダ	揖保郡太子町矢田部329—20



兵庫県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によ

り、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
辻 愛 実	大阪府高槻市登町12番A15-106号	訪問鍼灸マッサージはなまる治療院伊丹事業所	伊丹市森本2-25	平成29年12月28日
辻 瑛 一	同 上	同 上	同 上	同
宮 口 洋 介	川西市けやき坂4-23-6	整骨院老	川西市水明台1-1-163 大庭ビルB号室	平成30年 2月 7日



兵庫県告示第305号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により、動物の飼養又は収容について許可を受けなければならない区域を次のとおり指定し、平成30年 4月 1日から施行する。

なお、平成19年兵庫県告示第357号（化製場等の区域の指定）は廃止する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

洲本市	本町1丁目から8丁目まで 栄町1丁目から4丁目まで 山手1丁目から3丁目まで 海岸通1丁目及び2丁目 塩屋1丁目から3丁目まで 炬口1丁目及び2丁目 宇山1丁目から3丁目まで 物部1丁目から3丁目まで 上物部1丁目及び2丁目 下加茂1丁目及び2丁目 桑間1丁目 由良1丁目から4丁目まで
芦屋市	芦屋市全域
伊丹市	伊丹市全域
相生市	相生1丁目から6丁目まで 川原町 大谷町 旭1丁目から6丁目まで 陸本町 栄町 本郷町 大石町 垣内町 山手1丁目及び2丁目 菅原町 ひかりが丘 大島町 那波大浜町 那波本町 那波東本町 那波南本町 那波西本町 竜泉町 佐方1丁目から3丁目まで 千尋町 桜ヶ丘町 古池本町 古池1丁目及び2丁目 向陽台 池之内 双葉1丁目から3丁目まで 赤坂1丁目及び2丁目 那波野石角 那波野1丁目から3丁目まで 汐見台 青葉台 西谷町 山崎町 緑ヶ丘1丁目から4丁目まで 陸のうち、東汐見塚及び西汐見塚 若狭野町入野のうち、鶴亀
豊岡市	若松町 加広町 幸町 小田井町 元町 泉町 寿町 大手町 千代田町 中央町 立野町 京町 山王町 三坂町 桜町 城南町 大磯町 塩津町 弥栄町 昭和町 妙楽寺 九日市下町 九日市中町 九日市上町 正法寺 高屋 上陰 小島 瀬戸 津居山 城崎町湯島 城崎町桃島 城崎町今津 日高町江原 日高町宵田 日高町岩中 日高町祢布 日高町久斗 日高町国分寺 日高町水上 日高町鶴岡 日高町日置 出石町谷山 出石町下谷 出石町材木 出石町魚屋 出石町東條 出石町寺町 出石町内町 出石町八木 出石町本町 出石町宵田 出石町田結庄 出石町小人 出石町柳 出石町川原 出石町松枝 出石町弘原 出石町鍛冶屋 出石町福住のうち、松ノ内
加古川市	加古川市全域（八幡町、平荘町、上荘町、志方町、東神吉町、西神吉町、神野町神野、神野町西条、神野町石守、神野町西之山及び神野町福留を除く。）

<p>たつの市</p>	<p>龍野町北龍野 龍野町門の外 龍野町柳原 龍野町上川原 龍野町旭町 龍野町水神町 龍野町下川原 龍野町大手 龍野町立野 龍野町福の神 龍野町本町 龍野町上霞城 龍野町中霞城 龍野町下霞城 龍野町日山 龍野町川原町 龍野町日飼 龍野町片山 龍野町堂本 龍野町富永 龍野町島田 龍野町末政 龍野町中村 龍野町宮脇 龍野町小宅北 龍野町四箇 龍野町大道 揖西町小神 揖西町中垣内字重蓮寺 揖西町中垣内字景雲寺 揖西町中垣内字谷 誉田町誉 神岡町東齋崎 神岡町大住寺字田河原 神岡町大住寺字西大源寺</p>
<p>赤穂市</p>	<p>加里屋 大町 加里屋中州 加里屋南 寿町 宮前町 元町 山手町 上仮屋 上仮屋南 上仮屋北 城西町 惣門町 長池町 農神町 三樋町 六百目町 若草町 中廣 細野町 塩屋 黒崎町 古浜町 平成町 磯浜町 板屋町 片浜町 新田 鷗和 尾崎 大橋町 松原町 中浜町 さつき町 南宮町 海浜町 清水町 東浜町 御崎 朝日町 元塩町 本水尾町 正保橋町 元禄橋町 元沖町 坂越 北野 中 南野中 濱市 砂子 東有年のうち、上菅生及び下菅生 有年原 有年横尾 有年牟礼</p>
<p>西脇市</p>	<p>西脇 下戸田（八日山を除く。） 上野（八日山を除く。） 野村町（奥野及び愛宕山を除く。） 和布町（愛宕山を除く。） 谷町（矢筈山を除く。） 和田町（矢筈山を除く。） 高田井町（矢筈山を除く。） 小坂町（矢筈山を除く。） 郷瀬町（寺山を除く。）</p>
<p>宝塚市</p>	<p>宝塚市全域</p>
<p>三木市</p>	<p>君が峰町 大塚1丁目及び2丁目 芝町 府内町 上の丸町 本町1丁目から3丁目まで 福井1丁目から3丁目まで 末広1丁目から3丁目まで 自由が丘本町1丁目から3丁目まで 志染町西自由が丘1丁目及び2丁目 志染町中自由が丘1丁目から3丁目まで 志染町東自由が丘1丁目から3丁目まで 志染町青山1丁目から6丁目まで さつき台1丁目及び2丁目 緑が丘町本町1丁目及び2丁目 緑が丘町東1丁目から4丁目まで 緑が丘町中1丁目から3丁目まで 緑が丘町西1丁目から4丁目まで 加佐（湯の元、丈けい端、西加佐、西山田、東山田、五反畑、山ノ口、跡部ノ前、門田及び宮ノ北を除く。） 平田（東山畑を除く。） 大村（大門ノ一及び知恩寺を除く。） 宿原のうち、西山、新田山及び開キ谷 別所町高木 別所町朝日ヶ丘 別所町東這田のうち、フトノ及び前山 別所町西這田のうち、奥山、尺谷及び口山 別所町花尻のうち、谷口山、坂ノ上、宮ノ谷、石塚、高岡、新山、道附野、上野、大道上及び宮谷 別所町石野のうち、四良ヶ谷、奥山、西奥、北奥、向山、谷池、谷ノ向、南谷東、東中岡、谷末、東山向、坂ノ上、五郎谷、東山、行者谷、中岡、南谷、中山、下石野谷及び西山向、別所町下石野のうち、西山、相野中、相野北及び相野辰 別所町小林のうち、釜ヶ谷 志染町吉田のうち、観音堂、大蔵前及び一本松谷 志染町高男寺のうち、甚兵衛ヶ谷、イカ谷、湯屋ヶ谷、寺ヶ谷、大亀谷、滝ヶ谷、南ヶ市及び大年元 志染町四合谷のうち、深イ谷、堂ノ尾、ヨチヨガチ、長尾、藪ノ下及び寺尾 志染町細目のうち、堀切及び寺谷 志染町広野のうち、長尾谷、常尾谷及び狐尾谷 志染町窟屋のうち、ヤケ尾 細川町脇川のうち、新田、細川町高畑、平山、東山、西の谷、西山、地藏谷 ベラ及び西岡 細川町西のうち、東山、地藏谷及び西原谷 細川町高篠のうち、高無所及び梨之木 吉川町みなぎ台1丁目及び2丁目</p>

高砂市	高砂市全域（高砂町向島町、荒井町蓮池3丁目、荒井町新浜1丁目及び2丁目、伊保東2丁目、伊保4丁目、伊保町梅井、梅井1丁目から6丁目まで、高須、竜山2丁目、伊保町中筋、中筋1丁目から5丁目まで、松陽1丁目から4丁目まで、曾根町、米田町米田、米田町米田新、阿弥陀町阿弥陀、阿弥陀町北池、阿弥陀町南池、阿弥陀町生石、阿弥陀町魚橋、阿弥陀町北山、阿弥陀町長尾、阿弥陀町地徳、北浜町西浜、北浜町北脇並びに北浜町牛谷を除く。）
川西市	川西市全域
小野市	上本町 本町 本町1丁目 西本町 東本町 垂井町 中町 黒川町 葉多町 片山町 王子町 丸山町 神明町 天神町 大島町 匠台 敷地町 中島町
三田市	三田町 屋敷町 天神1丁目から3丁目まで 西山1丁目及び2丁目 南が丘1丁目及び2丁目 横山町 相生町 対中町 八景町 寺村町 下深田（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化調整区域（以下、「市街化調整区域」とする。）を除く。） さくら坂 三輪 三輪1丁目から4丁目まで 高次1丁目及び2丁目 駅前町 中町 中央町 川除 大原 友が丘1丁目から3丁目 下田中 桑原 高次 福島 加茂 宮脇（市街化調整区域を除く。） 下井沢 上井沢 広野 広沢 下相野 つつじが丘南1丁目から4丁目まで つつじが丘北1丁目から4丁目まで 武庫が丘1丁目から8丁目まで 狭間が丘1丁目から5丁目まで 弥生が丘1丁目から6丁目まで 富士が丘1丁目から6丁目まで けやき台1丁目から6丁目まで すぐかけ台1丁目から4丁目まで あかしあ台1丁目から5丁目まで ゆりのき台1丁目から6丁目まで 学園1丁目から8丁目
加西市	北条町北条 北条町栗田 北条町横尾 北条町古坂 北条町東高室 北条町西高室 北条町東南 北条町古坂1丁目から3丁目まで及び5丁目から7丁目まで
養父市	八鹿町八鹿 八鹿町下網場 八鹿町九鹿のうち、越東、寺坂及び沖田 八鹿町日畑のうち、水原及び大崎
朝来市	生野町口銀谷 生野町新町 生野町奥銀谷 生野町小野 生野町猪野々 生野町竹原野のうち、万日谷下モ、西林寺山及び道ノ下タ 和田山町寺谷のうち、和田山下、藤原、古川及び加古嶋 和田山町駅北 和田山町東谷1丁目から5丁目まで 和田山町東谷のうち、カケト、藤原、山ノ下、アシカ田、細田、岡ノ段、登り立、矢名瀬、宮ノ下、野田、カンラン田及び申子田 和田山町平野のうち、川原、市場上、大土田、土井ノ内、尾野、ハサコ、城ノ下、妙見、池田、竹ノ下、森ノ元及び中市場 和田山町土田 和田山町和田山 和田山町枚田岡 和田山町立ノ原 和田山町玉置 和田山町柳原 和田山町竹田 和田山町栄町 和田山町安井のうち、松ノ下、下畑、東ラ、坂口、城坂、前田、松本及びツシマ 和田山町加都 和田山町久世田のうち、川原、谷川尻、土江ノ内、日向尾、下山、大谷、滝谷、新納所、高坪、後ヶ谷、相ノ谷、漆ヶ谷及び上山 和田山町弥生が丘
宍粟市	山崎町山崎 山崎町元山崎 山崎町上寺 山崎町庄能 山崎町今宿 山崎町中広瀬 山崎町山田 山崎町鹿沢 山崎町門前 山崎町加生
加東市	社 山国 家原 上中 梶原 喜田 木梨 上滝野 下滝野 新町 北野 ひろのが丘 佐保 藤田 河高 穂積 多井田 天神 袴鹿谷 南山
川辺郡猪名川町	差組のうち、ヤセン谷、猪名川台1丁目及び2丁目 上野のうち、池尻、町廻り及び北畑、柏梨田のうち、前ヶ谷、ハザマ、小堂ノ上、百町、イハノ谷、渡り瀬、城見、塩井、仕坊、下女田、イクシ及び下ノ子、松尾台2丁目から4丁目まで 伏見台1丁目から5丁目まで つつじが丘1丁目から5丁目まで 白金1丁目から3丁目まで 若葉1丁目及び2丁目 旭ヶ丘1丁目

加古郡播磨町	播磨町全域（新島を除く。）
神崎郡神河町	中村 粟賀町 寺前
神崎郡市川町	西川辺 甘地 鶴居
神崎郡福崎町	西田原 福崎新 馬田 福田 田口
赤穂郡上郡町	上郡 山野里 竹万 大持 駅前 井上
美方郡香住町	香住区境 香住区一日市 香住区若松 香住区香住 香住区七日市 香住区森 香住区間室のうち、家の脇及び岡山 香住区油良のうち、中河原及びクリの前 香住区矢田 香住区下浜 香住区浦上 香住区上計 香住区沖浦
美方郡新温泉町	湯 細田



兵庫県告示第306号

昭和39年兵庫県告示第39号（農業共済組合の当然組合員となる者並びに共済事業を行う市町の農作物共済資格者または蚕繭共済資格者の基準となる耕作の業務及び養蚕の業務の規模（当然加入基準）及び平成12年兵庫県告示第234号（共済事業を行う市町・事務組合の農作物共済加入資格者の基準となる耕作面積）は、平成30年3月31日限り、廃止する。ただし、平成30年産の農作物（水稻及び麦に限る。）に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
神戸市深谷土地改良区	非補助土地改良事業	深谷地区	平成30年 3月 5日



兵庫県告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市北区有野町唐櫃字水無山4509の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水無山4509の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市垂水区下畑町字西関東林山519の2、519の136、519の137、519の139、519の141、519の142、519の144、519の146、519の148
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市市島町上鴨阪字曼田良430、2081の1、2081の2、2081の4から2081の43まで、2082
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字曼田良430、2081の6、2081の23・2081の42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市田路字中瀆280の3、282の1、282の2、283の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市高倉字黒頭山53の1から53の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第313号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する規程を次のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する規程

- 第1条 昭和47年兵庫県告示第482号の16（公害防止条例および公害防止条例施行規則の規定に基づく工場等の設置の許可を要する区域等について）の一部を次のように改正する。
- 別表第2中「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改める。
- 第2条 昭和51年兵庫県告示第1376号（航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定）の一部を次のように改正する。

告示文中「兵庫県県民生活部環境局大気課」を「兵庫県庁」に改める。

2の表中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第3条 昭和51年兵庫県告示第1377号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定）の一部を次のように改正する。

第2(1)中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

告示文中「兵庫県県民生活部環境局大気課」を「兵庫県庁」に改める。

第4条 平成11年兵庫県告示第567号（音響機器の使用時間を制限する区域の指定）の一部を次のように改正する。

1(1)中「準住居地域」の右に「、田園住居地域」を加える。



兵庫県告示第314号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	指定区域	埋立地の区分
1	養父市大屋町宮垣字天満山224番 1（※平成29年10月10日時点）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号



兵庫県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第19号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.81号尼崎宝塚線
- 3 事業施行期間
平成18年8月1日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第40号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県

- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 4. 145号加古川別府港線
- 3 事業施行期間
平成17年 3月 4日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第41号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 5. 85号園田西武庫線
- 3 事業施行期間
平成16年 8月 2日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第45号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 4. 12号龍野線、3. 4. 112号宮田線及び3. 5. 81号網干線
- 3 事業施行期間
平成24年 1月18日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 4. 31号神戸三田線
- 3 事業施行期間
平成9年3月21日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 3. 13号山手幹線
- 3 事業施行期間
平成7年8月1日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 3. 13号山手幹線
- 3 事業施行期間

平成7年3月28日から平成33年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎港崇徳院線	尼崎市大浜町2丁目1番から 同 市元浜町5丁目5番まで	旧	31.0から 43.0まで	373.0	一部 予定地
		新	33.0から 43.0まで	373.0	
県道 明石神戸宝塚線	西宮市越水字社家郷山1番24から 同 市越水字社家郷山1番24まで	旧	20.0から 27.0まで	8.0	
		新	21.0から 28.0まで	8.0	



兵庫県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大沢西宮線	西宮市鷲林寺2丁目238番1から 同 市鷲林寺2丁目234番まで	旧	25.0から 31.0まで	9.0	
		新	25.0から 31.0まで	9.0	



兵庫県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市下加茂2丁目502番3から 同 市中川原町三木田199番3まで	旧	4.0から 13.0まで	1,068.0	
	洲本市上加茂182番1から 同 市中川原町三木田199番3まで	新	8.0から 38.0まで	644.0	
	洲本市下加茂2丁目502番3から 同 市中川原町三木田199番3まで		4.0から 13.0まで	1,068.0	



兵庫県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大沢西宮線	西宮市山口町船坂字山角441番1から 同 市越水字社家郷山1番24まで	旧	7.0から 89.0まで	5,978.0	
			9.0から 97.0まで	3,204.0	
		新	9.0から 97.0まで	3,204.0	



兵庫県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月31日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 2 5 0 号	赤穂市高野字向山1383番5から 同 市砂子字土手ノ下379番1まで	旧	8.0から 44.0まで 20.0から 87.0まで	1,336.0 1,277.0	
		新	20.0から 87.0まで	1,277.0	



兵庫県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年4月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区余部字浜1733番1から 同 郡新温泉町三谷字平田157番2まで	旧	7.0から 69.0まで	10,893.0	



兵庫県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西 宮 豊 中 線	尼崎市塚口本町3丁目391番13から 同 市東園田町2丁目57番まで	旧	4.0から 39.0まで	4,967.0	
		新	4.0から 39.0まで 15.0から 112.0まで	4,967.0 2,680.0	予定地



兵庫県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川 西 篠 山 線	川西市火打2丁目171番から 同 市丸の内町1番まで	旧	12.0から 15.0まで	388.0	
		新	12.0から 19.0まで	388.0	一部 予定地



兵庫県告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名塩(20) I (105000193)	西宮市名塩二丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
名塩(21) I (105000194)	西宮市塩瀬町名塩（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第331号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳谷(2) I (118000038)	川西市柳谷（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
けやき坂Ⅱ (118000098)	川西市けやき坂1丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤松Ⅲ (118000116)	川西市赤松（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳谷Ⅲ (118000117)	川西市柳谷（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
けやき坂Ⅲ (118000118)	川西市けやき坂5丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

水戸口(4)Ⅱ (118000121)	川西市清和台西3丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
柳谷(1)Ⅲ (118000122)	川西市けやき坂4丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
柳谷(2)Ⅲ (118000123)	川西市けやき坂3丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
けやき坂谷1Ⅰ (218000013)	川西市けやき坂3丁目(別図9のとおり)	土石流
けやき坂谷2Ⅰ (218000014)	川西市けやき坂3丁目(別図10のとおり)	土石流
けやき坂谷3Ⅰ (218000015)	川西市けやき坂3丁目(別図11のとおり)	土石流
柳谷川支川3Ⅲ (218000042)	川西市けやき坂4丁目(別図12のとおり)	土石流

(別図1から別図12までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第332号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野尻Ⅱ (102030233)	姫路市夢前町古知之庄(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井上(2)Ⅰ (138000229)	赤穂郡上郡町井上(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩木甲(3)Ⅱ (138000228)	赤穂郡上郡町岩木甲（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上箇(3)Ⅰ (123020142)	養父市上箇（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
中米地(1)(急)Ⅰ-2 (123020143)	養父市中米地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仁井(1)Ⅱ (127030100)	淡路市仁井（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
仁井(3)Ⅱ (127030101)	淡路市仁井（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第337号

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名塩(7)Ⅱ(105000133)の項中別図133、名塩(4)Ⅰ(105000134)の項中別図134、名塩(11)Ⅰ(105000142)の項中別図142を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第338号

平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下野間(6)Ⅱ(131030067)の項中別図67、下野間(7)Ⅱ(131030068)の項中別図68、大和(13)Ⅰ(131030098)の項中別図98、大和(39)Ⅱ(131030124)の項中別図124を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第339号

平成23年兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

野尻Ⅰ(102030009)の項中別図9を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第340号

平成23年兵庫県告示第372号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

小畑(10)Ⅱ(102030086)の項中別図10、小畑(8)Ⅱ(102030088)の項中別図12、小畑(7)Ⅱ(102030090)の項中別図14、小畑(2)Ⅱ(102030098)の項中別図22、馬頭(3)Ⅱ(102030105)の項中別図29、寺河内(3)Ⅱ(102030117)の項中別図41、寺河内(2)Ⅱ(102030120)の項中別図44、我孫子(3)Ⅲ(102030129)の項中別図53、坂根(8)Ⅱ(102030151)の項中別図75、坂根(2)Ⅱ(102030156)の項中別図80、熊部(4)Ⅱ(102030160)の項中別図84、高長(1)Ⅲ(102030173)の項中別図97、峠(4)Ⅱ(102030209)の項中別図133、葛畑Ⅰ(102030213)の項中別図137、谷(3)Ⅱ(102030217)の項中別図141、右船川中谷Ⅱ(202030057)の項中別図160、坂根川Ⅰ(202030073)の項中別図176、小畑北下谷Ⅱ(202030143)の項中別図246を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第341号

平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坊崎(1)Ⅰ(102020061)の項中別図74を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第342号

平成22年兵庫県告示第402号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大枝(1) I（138000017）の項中別図17を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第343号

平成23年兵庫県告示第36号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

小野豆(1) II（138000092）の項中別図2、正福寺II（138000119）の項中別図29、岩木甲(2) I（138000140）の項中別図50、井上 I（138000151）の項中別図61、飯坂(2) I（138000160）の項中別図70、中庄川 I（238000049）の項中別図141、船谷大地 I（238000065）の項中別図157、釜ヶ谷 1 I（238000084）の項中別図176、大石川 I（238000097）の項中別図189、中野 1 II（238000108）の項中別図200、上宿 II（238000115）の項中別図206を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第344号

平成18年兵庫県告示第865号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

若州(2) I（139010007）の項中別図7、青木 I（139010010）の項中別図10、奥土居(2) II（139010026）の項中別図26、上石井(1) II（139010028）の項中別図28、衰畑(1) II（139010047）の項中別図47、上土居(3) II（139010053）の項中別図53、曾婦谷 I（239010002）の項中別図70、仏谷 II（239010038）の項中別図106を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第345号

平成22年兵庫県告示第1200号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東町(1) I（110030005）の項中別図54、西町(2)(1) II（110030050）の項中別図99、鬼神谷(1)(1) II（110030063）の項中別図112を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第346号

平成23年兵庫県告示第162号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

袴狭(3) II（110050012）の項中別図12、福住(2) I（110050054）の項中別図54、中村(1) I（110050055）の項中別図55、荒木(1) I（110050091）の項中別図91、福見(1) II（110050098）の項中別図98を次の図面のとおり改める。

り改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第347号

平成22年兵庫県告示第404号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

中米地(1)(急)Ⅰ(123020008)の項中別図8、鉄屋米地Ⅱ(123020070)の項中別図70、スガ谷川Ⅰ(223020077)の項中別図218、岩尾谷川Ⅰ(223020091)の項中別図232を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第348号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名塩(9)Ⅱ (105000137)	西宮市名塩二丁目（別図137のとおり）	急傾斜地の崩壊
名塩(19)Ⅰ (105000139)	西宮市名塩一丁目（別図139のとおり）	急傾斜地の崩壊

(別図137及び別図139は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第349号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新田(3)Ⅱ (118000100)	川西市新田3丁目（別図84のとおり）	急傾斜地の崩壊

(別図84は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第350号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の

規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
名塩(1)Ⅱ (105000088)	西宮市塩瀬町名塩(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
名塩(1)Ⅰ (105000124)	西宮市塩瀬町名塩(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
名塩(9)Ⅰ (105000125)	西宮市塩瀬町名塩(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
名塩(2)Ⅰ (105000127)	西宮市塩瀬町名塩(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
ガーデン(3)Ⅰ (105000129)	西宮市名塩ガーデン(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
ガーデン(1)Ⅰ (105000130)	西宮市名塩ガーデン(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
名塩(7)Ⅱ (105000133)	西宮市名塩二丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
名塩(4)Ⅰ (105000134)	西宮市名塩一丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
名塩(18)Ⅰ (105000136)	西宮市名塩一丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
名塩(10)Ⅰ (105000141)	西宮市塩瀬町名塩(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
名塩(11)Ⅰ (105000142)	西宮市塩瀬町名塩(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
名塩(3)Ⅱ (105000145)	西宮市塩瀬町名塩(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
名塩(6)Ⅰ (105000146)	西宮市塩瀬町名塩(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
名塩(4)Ⅱ (105000148)	西宮市塩瀬町名塩(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
平成台(1)Ⅰ (105000188)	西宮市名塩平成台(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
平成台(2)Ⅰ (105000189)	西宮市名塩平成台(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
名塩(20)Ⅰ (105000193)	西宮市名塩二丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

名塩(21) I (105000194)	西宮市塩瀬町名塩(別図18の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
丸尾川 I (205000055)	西宮市名塩ガーデン(別図19 のとおり)	土石流	別図19のとおり
ヤケリ谷川 I (205000057)	西宮市名塩ガーデン(別図20 のとおり)	土石流	別図20のとおり

(別図 1 から別図20までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
清和台東(2) I (118000017)	川西市清和台東1丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
清和台東(1) I (118000018)	川西市清和台東1丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
多田院 I (118000036)	川西市多田院西2丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
若宮 I (118000040)	川西市若宮(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西多田 I (118000043)	川西市西多田1丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
矢間(1) I (118000044)	川西市矢間1丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
矢間(2) I (118000045)	川西市矢間1丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
矢間(3) I (118000047)	川西市矢間1丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
萩原(2) I (118000057)	川西市萩原2丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
西ヶ峰 II (118000087)	川西市石道(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
虫生大畑(2) II (118000090)	川西市虫生(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

水戸口(1)Ⅱ (118000092)	川西市赤松（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
水戸口(2)Ⅱ (118000093)	川西市赤松（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
水戸口(3)Ⅱ (118000094)	川西市赤松（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
新田(2)Ⅱ (118000099)	川西市新田2丁目（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
西多田Ⅱ (118000102)	川西市西多田1丁目（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
若宮井ノ口Ⅱ (118000104)	川西市若宮（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
柳谷(2)Ⅰ (118000038)	川西市柳谷（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
赤松Ⅲ (118000116)	川西市赤松（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
柳谷Ⅲ (118000117)	川西市柳谷（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
水戸口(4)Ⅱ (118000121)	川西市清和台西3丁目（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
柳谷(1)Ⅲ (118000122)	川西市けやき坂4丁目（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり
柳谷(2)Ⅲ (118000123)	川西市けやき坂3丁目（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 23 のとおり
石道谷2Ⅰ (218000012)	川西市石道（別図24のとおり）	土石流	別図 24 のとおり
どんど川Ⅰ (218000017)	川西市西多田（別図25のとおり）	土石流	別図 25 のとおり
湯山台谷1Ⅰ (218000024)	川西市湯山台2丁目（別図26のとおり）	土石流	別図 26 のとおり
芋生谷4Ⅱ (218000035)	川西市芋生（別図27のとおり）	土石流	別図 27 のとおり
多田院谷Ⅱ (218000036)	川西市多田院（別図28のとおり）	土石流	別図 28 のとおり
矢間谷Ⅱ (218000037)	川西市矢間1丁目（別図29のとおり）	土石流	別図 29 のとおり
けやき坂谷1Ⅰ (218000013)	川西市けやき坂3丁目（別図30のとおり）	土石流	別図 30 のとおり
けやき坂谷2Ⅰ (218000014)	川西市けやき坂3丁目（別図31のとおり）	土石流	別図 31 のとおり

柳谷川支川 3 Ⅲ (218000042)	川西市けやき坂 4 丁目 (別図 32のとおり)	土石流	別図 32 のとおり
--------------------------	-----------------------------	-----	------------

(別図 1 から別図32までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
中野間(4) I (131030053)	多可郡多可町八千代区中野 間 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
中野間(5) I (131030054)	多可郡多可町八千代区中野 間 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
中野間(6) I (131030055)	多可郡多可町八千代区中野 間 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
中野間(8) Ⅱ (131030057)	多可郡多可町八千代区中野 間 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
中野間(10) Ⅱ (131030059)	多可郡多可町八千代区中野 間 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
下野間(1) I (131030062)	多可郡多可町八千代区下野 間 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
下野間(2) I (131030063)	多可郡多可町八千代区下野 間 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
下野間(4) Ⅱ (131030065)	多可郡多可町八千代区下野 間 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
下野間(5) Ⅱ (131030066)	多可郡多可町八千代区下野 間 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
下野間(6) Ⅱ (131030067)	多可郡多可町八千代区下野 間 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下野間(7) Ⅱ (131030068)	多可郡多可町八千代区下野 間 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下野間(9) Ⅲ (131030070)	多可郡多可町八千代区下野 間 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
仕出原(1) I (131030071)	多可郡多可町八千代区仕出 原 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

仕出原(2)Ⅱ (131030072)	多可郡多可町八千代区仕出原(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
仕出原(3)Ⅱ (131030073)	多可郡多可町八千代区仕出原(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下三原(1)Ⅰ (131030076)	多可郡多可町八千代区下三原(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下三原(2)Ⅱ (131030077)	多可郡多可町八千代区下三原(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下三原(3)Ⅱ (131030078)	多可郡多可町八千代区下三原(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
下三原(4)Ⅱ (131030079)	多可郡多可町八千代区下三原(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下三原(5)Ⅱ (131030080)	多可郡多可町八千代区下三原(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大和(1)Ⅰ (131030086)	多可郡多可町八千代区大和(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大和(13)Ⅰ (131030098)	多可郡多可町八千代区大和(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大和(32)Ⅱ (131030117)	多可郡多可町八千代区大和(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大和(33)Ⅱ (131030118)	多可郡多可町八千代区大和(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大和(34)Ⅱ (131030119)	多可郡多可町八千代区大和(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大和(35)Ⅱ (131030120)	多可郡多可町八千代区大和(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大和(36)Ⅱ (131030121)	多可郡多可町八千代区大和(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大和(37)Ⅱ (131030122)	多可郡多可町八千代区大和(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大和(38)Ⅱ (131030123)	多可郡多可町八千代区大和(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大和(39)Ⅱ (131030124)	多可郡多可町八千代区大和(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
大和(45)Ⅲ (131030130)	多可郡多可町八千代区大和(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大和(46)Ⅲ (131030131)	多可郡多可町八千代区大和(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
北ヶ上谷Ⅰ (231030036)	多可郡多可町八千代区下野間(別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり

北ヶ谷 I (231030037)	多可郡多可町八千代区下野間 (別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり
仕出原西谷 (2) I (231030042)	多可郡多可町八千代区仕出原 (別図35のとおり)	土石流	別図35のとおり
下三原谷川 I (231030046)	多可郡多可町八千代区下三原 (別図36のとおり)	土石流	別図36のとおり
野尻谷 II (231030049)	多可郡多可町八千代区下三原 (別図37のとおり)	土石流	別図37のとおり

(別図 1 から別図37までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西戸倉 I (102030001)	姫路市夢前町野畑 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
東戸倉 I (102030002)	姫路市夢前町戸倉 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
野尻 I (102030009)	姫路市夢前町古知之庄 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
塩田 I (102030022)	姫路市夢前町古知之庄 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
東戸倉 (1) II (102030052)	姫路市夢前町戸倉 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
東戸倉 (2) II (102030053)	姫路市夢前町戸倉 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
小倉 III (102030071)	姫路市夢前町戸倉 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
東戸倉 III (102030072)	姫路市夢前町戸倉 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
河原口 (1) I (102030077)	姫路市夢前町山之内 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
河原口 (2) I (102030078)	姫路市夢前町山之内 (別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

河原口Ⅲ (102030079)	姫路市夢前町山之内(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
立船野(4)Ⅰ (102030080)	姫路市夢前町山之内(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
立船野(2)Ⅲ (102030081)	姫路市夢前町山之内(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
立船野(3)Ⅰ (102030082)	姫路市夢前町山之内(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
立船野(1)Ⅲ (102030083)	姫路市夢前町山之内(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
立船野(1)Ⅰ (102030084)	姫路市夢前町山之内(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
立船野Ⅱ (102030085)	姫路市夢前町山之内(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
小畑(10)Ⅱ (102030086)	姫路市夢前町山之内(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小畑(9)Ⅱ (102030087)	姫路市夢前町山之内(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
小畑(8)Ⅱ (102030088)	姫路市夢前町山之内(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
小畑(4)Ⅰ (102030089)	姫路市夢前町山之内(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
小畑(7)Ⅱ (102030090)	姫路市夢前町山之内(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
小畑(1)Ⅰ (102030091)	姫路市夢前町山之内(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
小畑(6)Ⅱ (102030092)	姫路市夢前町山之内(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
小畑(2)Ⅰ (102030093)	姫路市夢前町山之内(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小畑(3)Ⅱ (102030095)	姫路市夢前町山之内(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
小畑Ⅲ (102030096)	姫路市夢前町山之内(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
小畑(3)Ⅰ (102030097)	姫路市夢前町山之内(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
小畑(2)Ⅱ (102030098)	姫路市夢前町山之内(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小畑(1)Ⅱ (102030099)	姫路市夢前町山之内(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

馬頭Ⅱ (102030101)	姫路市夢前町山之内(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
馬頭(4)Ⅰ (102030102)	姫路市夢前町山之内(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
馬頭(3)Ⅰ (102030103)	姫路市夢前町山之内(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
馬頭(4)Ⅱ (102030104)	姫路市夢前町山之内(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
馬頭(3)Ⅱ (102030105)	姫路市夢前町山之内(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
馬頭(2)Ⅰ (102030106)	姫路市夢前町山之内(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
馬頭(1)Ⅰ (102030107)	姫路市夢前町山之内(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
馬頭(1)Ⅱ (102030108)	姫路市夢前町山之内(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
馬頭(2)Ⅱ (102030109)	姫路市夢前町山之内(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
寺河内(2)Ⅲ (102030110)	姫路市夢前町山之内(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
寺河内(2)Ⅰ (102030111)	姫路市夢前町山之内(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
寺河内(5)Ⅱ (102030112)	姫路市夢前町山之内(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
寺河内(6)Ⅱ (102030113)	姫路市夢前町山之内(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
寺河内(3)Ⅲ (102030114)	姫路市夢前町山之内(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
寺河内(3)Ⅰ (102030115)	姫路市夢前町山之内(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
寺河内(4)Ⅱ (102030116)	姫路市夢前町山之内(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
寺河内(3)Ⅱ (102030117)	姫路市夢前町山之内(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
寺河内(1)Ⅰ (102030118)	姫路市夢前町山之内(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
寺河内(1)Ⅲ (102030119)	姫路市夢前町山之内(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
寺河内(2)Ⅱ (102030120)	姫路市夢前町山之内(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

寺河内(1)Ⅱ (102030121)	姫路市夢前町山之内(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
我孫子(4)Ⅰ (102030122)	姫路市夢前町山之内(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
我孫子(13)Ⅱ (102030123)	姫路市夢前町山之内(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
我孫子(2)Ⅰ (102030124)	姫路市夢前町山之内(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
我孫子(12)Ⅱ (102030125)	姫路市夢前町山之内(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
我孫子(11)Ⅱ (102030126)	姫路市夢前町山之内(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
我孫子(3)Ⅰ (102030127)	姫路市夢前町山之内(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
我孫子(1)Ⅱ (102030128)	姫路市夢前町山之内(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
我孫子(3)Ⅲ (102030129)	姫路市夢前町山之内(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
我孫子(1)Ⅰ (102030130)	姫路市夢前町山之内(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
我孫子(10)Ⅱ (102030131)	姫路市夢前町山之内(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
我孫子(9)Ⅱ (102030132)	姫路市夢前町山之内(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
我孫子(8)Ⅱ (102030133)	姫路市夢前町山之内(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
我孫子(7)Ⅱ (102030134)	姫路市夢前町山之内(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
我孫子(5)Ⅱ (102030136)	姫路市夢前町山之内(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
我孫子(4)Ⅱ (102030137)	姫路市夢前町山之内(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
我孫子(2)Ⅲ (102030138)	姫路市夢前町山之内(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
我孫子(1)Ⅲ (102030139)	姫路市夢前町山之内(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
我孫子(2)Ⅱ (102030140)	姫路市夢前町山之内(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
我孫子(3)Ⅱ (102030141)	姫路市夢前町山之内(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり

佐中Ⅱ (102030143)	姫路市夢前町山之内(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
佐中(5)Ⅰ (102030144)	姫路市夢前町山之内(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
佐中(4)Ⅰ (102030145)	姫路市夢前町山之内(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
佐中(3)Ⅰ (102030146)	姫路市夢前町山之内(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
佐中(2)Ⅰ (102030147)	姫路市夢前町山之内(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
佐中(1)Ⅰ (102030148)	姫路市夢前町山之内(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
坂根Ⅰ (102030149)	姫路市夢前町山之内(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
坂根(9)Ⅱ (102030150)	姫路市夢前町山之内(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
坂根(8)Ⅱ (102030151)	姫路市夢前町山之内(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
坂根(7)Ⅱ (102030152)	姫路市夢前町山之内(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
坂根(6)Ⅱ (102030153)	姫路市夢前町山之内(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
坂根(5)Ⅱ (102030154)	姫路市夢前町山之内(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
坂根(4)Ⅱ (102030155)	姫路市夢前町山之内(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
坂根(2)Ⅱ (102030156)	姫路市夢前町山之内(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
坂根(1)Ⅱ (102030157)	姫路市夢前町山之内(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
熊部(2)Ⅰ (102030158)	姫路市夢前町山之内(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
熊部(1)Ⅰ (102030159)	姫路市夢前町山之内(別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
熊部(4)Ⅱ (102030160)	姫路市夢前町山之内(別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
熊部Ⅲ (102030161)	姫路市夢前町山之内(別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
熊部(1)Ⅱ (102030162)	姫路市夢前町山之内(別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり

杉之内(2)Ⅲ (102030164)	姫路市夢前町杉之内(別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
杉之内(1)Ⅲ (102030165)	姫路市夢前町杉之内(別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
杉之内Ⅰ (102030166)	姫路市夢前町杉之内(別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
荒神山(2)Ⅰ (102030167)	姫路市夢前町杉之内(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
高長(5)Ⅲ (102030168)	姫路市夢前町高長(別図95の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
高長(2)Ⅲ (102030169)	姫路市夢前町高長(別図96の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
高長(4)Ⅲ (102030170)	姫路市夢前町高長(別図97の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
高長(3)Ⅲ (102030171)	姫路市夢前町高長(別図98の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
高長(1)Ⅰ (102030172)	姫路市夢前町高長(別図99の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
高長(1)Ⅲ (102030173)	姫路市夢前町高長(別図100 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
高長(3)Ⅱ (102030174)	姫路市夢前町高長(別図101 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
高長(2)Ⅰ (102030175)	姫路市夢前町高長(別図102 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
高長(2)Ⅱ (102030176)	姫路市夢前町高長(別図103 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
高長(1)Ⅱ (102030177)	姫路市夢前町高長(別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
前之庄(4)Ⅱ (102030179)	姫路市夢前町前之庄(別図 105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
みどり丘Ⅱ (102030180)	姫路市夢前町前之庄(別図 106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
西村(1)Ⅰ (102030181)	姫路市夢前町前之庄(別図 107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
松之本Ⅱ (102030182)	姫路市夢前町前之庄(別図 108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
松之本Ⅰ (102030183)	姫路市夢前町前之庄(別図 109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
前之庄(1)Ⅰ (102030184)	姫路市夢前町前之庄(別図 110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり

三枝草(4)Ⅲ (102030186)	姫路市夢前町前之庄（別図111のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
三枝草(2)Ⅲ (102030188)	姫路市夢前町前之庄（別図112のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
三枝草Ⅱ (102030189)	姫路市夢前町前之庄（別図113のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
前之庄(2)Ⅱ (102030191)	姫路市夢前町前之庄（別図114のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
前之庄(1)Ⅱ (102030193)	姫路市夢前町前之庄（別図115のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
豊岡Ⅱ (102030194)	姫路市夢前町前之庄（別図116のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
諏訪Ⅱ (102030196)	姫路市夢前町新庄（別図117のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
下垣内Ⅱ (102030197)	姫路市夢前町新庄（別図118のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
下垣内Ⅰ (102030198)	姫路市夢前町新庄（別図119のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
下垣内Ⅲ (102030199)	姫路市夢前町新庄（別図120のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
西村Ⅰ (102030200)	姫路市夢前町新庄（別図121のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
西村(3)Ⅱ (102030201)	姫路市夢前町新庄（別図122のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
西村Ⅲ (102030202)	姫路市夢前町新庄（別図123のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
峠(1)Ⅱ (102030206)	姫路市夢前町神種（別図124のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
峠(2)Ⅱ (102030207)	姫路市夢前町神種（別図125のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
峠(3)Ⅱ (102030208)	姫路市夢前町神種（別図126のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
峠(4)Ⅱ (102030209)	姫路市夢前町神種（別図127のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
神種Ⅰ (102030211)	姫路市夢前町神種（別図128のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
神種Ⅱ (102030212)	姫路市夢前町神種（別図129のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
葛畑Ⅰ (102030213)	姫路市夢前町野畑（別図130のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり

葛畑Ⅱ (102030214)	姫路市夢前町野畑（別図131 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
谷(1)Ⅱ (102030215)	姫路市夢前町苜野（別図132 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
谷(2)Ⅱ (102030216)	姫路市夢前町苜野（別図133 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
谷(3)Ⅱ (102030217)	姫路市夢前町苜野（別図134 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
戸谷Ⅱ (102030218)	姫路市夢前町苜野（別図135 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
戸谷(1)Ⅰ (102030219)	姫路市夢前町苜野（別図136 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
戸谷(2)Ⅰ (102030220)	姫路市夢前町苜野（別図137 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
河内(1)Ⅱ (102030221)	姫路市夢前町苜野（別図138 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
河内Ⅲ (102030222)	姫路市夢前町苜野（別図139 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
馬谷(2)Ⅰ (102030223)	姫路市夢前町苜野（別図140 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
馬谷(1)Ⅰ (102030224)	姫路市夢前町苜野（別図141 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
馬谷Ⅱ (102030225)	姫路市夢前町苜野（別図142 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
中津田Ⅲ (102030226)	姫路市夢前町苜野（別図143 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり
文殿Ⅲ (102030227)	姫路市夢前町苜野（別図144 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
文殿Ⅰ (102030228)	姫路市夢前町苜野（別図145 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
荒神山(1)Ⅰ (102030229)	姫路市夢前町前之庄（別図 146のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
坂根(3)Ⅱ (102030231)	姫路市夢前町山之内（別図 147のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
野尻Ⅱ (102030233)	姫路市夢前町古知之庄（別図 148のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
古知之庄右谷Ⅱ (202030046)	姫路市夢前町杉之内（別図 149のとおり）	土石流	別図149のとおり
突出川Ⅰ (202030054)	姫路市夢前町山之内（別図 150のとおり）	土石流	別図150のとおり

右船川中谷Ⅱ (202030057)	姫路市夢前町山之内（別図 151のとおり）	土石流	別図151のとおり
右船川北谷Ⅱ (202030058)	姫路市夢前町山之内（別図 152のとおり）	土石流	別図152のとおり
山之内Ⅰ (202030059)	姫路市夢前町山之内（別図 153のとおり）	土石流	別図153のとおり
下山之内谷Ⅱ (202030060)	姫路市夢前町山之内（別図 154のとおり）	土石流	別図154のとおり
佐中北谷Ⅱ (202030063)	姫路市夢前町山之内（別図 155のとおり）	土石流	別図155のとおり
熊部西谷Ⅱ (202030065)	姫路市夢前町山之内（別図 156のとおり）	土石流	別図156のとおり
熊部川Ⅰ (202030066)	姫路市夢前町山之内（別図 157のとおり）	土石流	別図157のとおり
坂根中谷Ⅱ (202030069)	姫路市夢前町山之内（別図 158のとおり）	土石流	別図158のとおり
坂根西谷Ⅱ (202030072)	姫路市夢前町山之内（別図 159のとおり）	土石流	別図159のとおり
坂根川Ⅰ (202030073)	姫路市夢前町山之内（別図 160のとおり）	土石流	別図160のとおり
馬右谷Ⅱ (202030076)	姫路市夢前町山之内（別図 161のとおり）	土石流	別図161のとおり
馬頭川下谷Ⅱ (202030077)	姫路市夢前町山之内（別図 162のとおり）	土石流	別図162のとおり
馬頭北谷Ⅱ (202030080)	姫路市夢前町山之内（別図 163のとおり）	土石流	別図163のとおり
馬頭西谷Ⅱ (202030081)	姫路市夢前町山之内（別図 164のとおり）	土石流	別図164のとおり
馬頭川上谷Ⅱ (202030082)	姫路市夢前町山之内（別図 165のとおり）	土石流	別図165のとおり
小畑西下谷Ⅱ (202030084)	姫路市夢前町山之内（別図 166のとおり）	土石流	別図166のとおり
小畑南下谷Ⅱ (202030085)	姫路市夢前町山之内（別図 167のとおり）	土石流	別図167のとおり
小畑東下谷Ⅱ (202030086)	姫路市夢前町山之内（別図 168のとおり）	土石流	別図168のとおり
小畑西谷Ⅱ (202030088)	姫路市夢前町山之内（別図 169のとおり）	土石流	別図169のとおり

小畑東谷Ⅱ (202030089)	姫路市夢前町山之内（別図170のとおり）	土石流	別図170のとおり
小畑北谷Ⅱ (202030090)	姫路市夢前町山之内（別図171のとおり）	土石流	別図171のとおり
小畑中谷Ⅱ (202030092)	姫路市夢前町山之内（別図172のとおり）	土石流	別図172のとおり
高長川上谷Ⅰ (202030100)	姫路市夢前町高長（別図173のとおり）	土石流	別図173のとおり
峠南西谷Ⅱ (202030105)	姫路市夢前町高長（別図174のとおり）	土石流	別図174のとおり
三枝草南谷Ⅱ (202030114)	姫路市夢前町前之庄（別図175のとおり）	土石流	別図175のとおり
宮垣内川北谷Ⅰ (202030119)	姫路市夢前町新庄（別図176のとおり）	土石流	別図176のとおり
峠北谷Ⅱ (202030125)	姫路市夢前町神種（別図177のとおり）	土石流	別図177のとおり
葛畑西谷Ⅱ (202030126)	姫路市夢前町野畑（別図178のとおり）	土石流	別図178のとおり
戸谷西谷Ⅱ (202030129)	姫路市夢前町筋野（別図179のとおり）	土石流	別図179のとおり
文殿川上谷Ⅰ (202030140)	姫路市夢前町筋野（別図180のとおり）	土石流	別図180のとおり
馬中谷Ⅱ (202030141)	姫路市夢前町山之内（別図181のとおり）	土石流	別図181のとおり
小畑北下谷Ⅱ (202030143)	姫路市夢前町山之内（別図182のとおり）	土石流	別図182のとおり

（別図 1 から別図182までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
カヅラⅠ (102020075)	姫路市家島町坊勢（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

西ノ浦BⅡ (102020080)	姫路市家島町坊勢（別図2の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西島(2)Ⅲ (102020082)	姫路市家島町真浦（別図3の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
西島(3)Ⅲ (102020083)	姫路市家島町真浦（別図4の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

（別図1から別図4までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東町(2)Ⅰ (138000085)	赤穂郡上郡町上郡（別図1の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東町(1)Ⅰ (138000086)	赤穂郡上郡町上郡（別図2の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上郡Ⅰ (138000087)	赤穂郡上郡町上郡（別図3の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東町(1)Ⅱ (138000088)	赤穂郡上郡町上郡（別図4の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
甲(2)Ⅱ (138000090)	赤穂郡上郡町奥（別図5の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小野豆Ⅰ (138000091)	赤穂郡上郡町小野豆（別図6 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小野豆(1)Ⅱ (138000092)	赤穂郡上郡町小野豆（別図7 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小野豆(2)Ⅱ (138000093)	赤穂郡上郡町小野豆（別図8 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小野豆(3)Ⅱ (138000094)	赤穂郡上郡町小野豆（別図9 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小野豆Ⅲ (138000095)	赤穂郡上郡町小野豆（別図10 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
佐用谷Ⅱ (138000096)	赤穂郡上郡町佐用谷（別図11 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

佐用谷(2)Ⅲ (138000097)	赤穂郡上郡町佐用谷(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
佐用谷(3)Ⅲ (138000098)	赤穂郡上郡町奥(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
宇野山下Ⅰ (138000099)	赤穂郡上郡町宇野山(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
宇野山下(1)Ⅱ (138000100)	赤穂郡上郡町宇野山(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
宇野山下(2)Ⅱ (138000101)	赤穂郡上郡町宇野山(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
宇野山(1)Ⅲ (138000103)	赤穂郡上郡町宇野山(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
休治Ⅲ (138000104)	赤穂郡上郡町休治(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
高田台(5)Ⅰ (138000109)	赤穂郡上郡町高田台4丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
谷Ⅰ (138000110)	赤穂郡上郡町与井(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
谷Ⅱ (138000111)	赤穂郡上郡町与井(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
寺前(1)Ⅱ (138000112)	赤穂郡上郡町与井(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
寺前(2)Ⅱ (138000113)	赤穂郡上郡町与井(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
西脇Ⅱ (138000114)	赤穂郡上郡町与井(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中山(1)Ⅱ (138000115)	赤穂郡上郡町中野(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
西野山Ⅲ (138000117)	赤穂郡上郡町西野山(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
正福寺Ⅰ (138000118)	赤穂郡上郡町正福寺(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
正福寺Ⅱ (138000119)	赤穂郡上郡町正福寺(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
西野山Ⅱ (138000121)	赤穂郡上郡町釜島(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
井上Ⅰ (138000151)	赤穂郡上郡町井上(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

井上Ⅲ (138000153)	赤穂郡上郡町井上(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
丹東(1)Ⅰ (138000155)	赤穂郡上郡町山野里(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
丹東(2)Ⅰ (138000156)	赤穂郡上郡町山野里(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西田Ⅰ (138000157)	赤穂郡上郡町山野里(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
丹東(3)Ⅰ (138000158)	赤穂郡上郡町山野里(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大酒Ⅰ (138000159)	赤穂郡上郡町山野里(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
飯坂(2)Ⅰ (138000160)	赤穂郡上郡町山野里(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
羽山Ⅱ (138000162)	赤穂郡上郡町山野里(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
大酒Ⅱ (138000163)	赤穂郡上郡町山野里(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
平野Ⅲ (138000166)	赤穂郡上郡町山野里(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
木ノ目(1)Ⅲ (138000167)	赤穂郡上郡町山野里(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
木ノ目(2)Ⅲ (138000168)	赤穂郡上郡町山野里(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大酒(1)Ⅲ (138000169)	赤穂郡上郡町山野里(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
大酒(2)Ⅲ (138000170)	赤穂郡上郡町山野里(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
山田Ⅰ (138000171)	赤穂郡上郡町竹万(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
山田Ⅱ (138000172)	赤穂郡上郡町竹万(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
山田Ⅲ (138000173)	赤穂郡上郡町竹万(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
宿東Ⅲ (138000174)	赤穂郡上郡町竹万(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
東町1Ⅰ (238000037)	赤穂郡上郡町上郡(別図49の とおり)	土石流	別図49のとおり

東町Ⅱ (238000039)	赤穂郡上郡町上郡(別図50の とおり)	土石流	別図50のとおり
杓谷川Ⅰ (238000041)	赤穂郡上郡町奥(別図51の とおり)	土石流	別図51のとおり
小野豆川Ⅰ (238000042)	赤穂郡上郡町小野豆(別図52 のとおり)	土石流	別図52のとおり
小野豆Ⅰ (238000043)	赤穂郡上郡町小野豆(別図53 のとおり)	土石流	別図53のとおり
奥休治川Ⅰ (238000048)	赤穂郡上郡町休治(別図54の とおり)	土石流	別図54のとおり
中庄川Ⅰ (238000049)	赤穂郡上郡町休治(別図55の とおり)	土石流	別図55のとおり
板屋谷ⅡⅠ (238000052)	赤穂郡上郡町中野(別図56の とおり)	土石流	別図56のとおり
高田台Ⅰ (238000054)	赤穂郡上郡町高田台1丁目 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
正福寺ⅡⅠ (238000056)	赤穂郡上郡町正福寺(別図58 のとおり)	土石流	別図58のとおり
釜島Ⅰ (238000057)	赤穂郡上郡町釜島(別図59の とおり)	土石流	別図59のとおり
山野里川Ⅰ (238000071)	赤穂郡上郡町山野里(別図60 のとおり)	土石流	別図60のとおり
宮ノ谷川Ⅰ (238000074)	赤穂郡上郡町山野里(別図61 のとおり)	土石流	別図61のとおり
山田Ⅱ (238000081)	赤穂郡上郡町竹万(別図62の とおり)	土石流	別図62のとおり

(別図1から別図62までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
楠Ⅱ (138000001)	赤穂郡上郡町楠(別図1の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

赤松(2) I (138000002)	赤穂郡上郡町赤松(別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
赤松(1) I (138000003)	赤穂郡上郡町赤松(別図3の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
赤松 II (138000004)	赤穂郡上郡町細野(別図4の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
横山(1) II (138000005)	赤穂郡上郡町赤松(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
横山(2) II (138000006)	赤穂郡上郡町赤松(別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
国見 III (138000007)	赤穂郡上郡町赤松(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
横山 III (138000008)	赤穂郡上郡町赤松(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
苔縄 III (138000009)	赤穂郡上郡町柏野(別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
細野(3) I (138000010)	赤穂郡上郡町細野(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
細野(1) I (138000011)	赤穂郡上郡町細野(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
細野(2) I (138000012)	赤穂郡上郡町細野(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
細野(4) I (138000013)	赤穂郡上郡町細野(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
柏野 I (138000014)	赤穂郡上郡町柏野(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
柏野 II (138000015)	赤穂郡上郡町柏野(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
柏野 III (138000016)	赤穂郡上郡町柏野(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大枝(1) I (138000017)	赤穂郡上郡町大枝(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
馬坂 I (138000019)	赤穂郡上郡町大枝(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大枝 II (138000020)	赤穂郡上郡町大枝(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
河野原 I (138000123)	赤穂郡上郡町河野原(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

観音寺(1) I (138000125)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
苔縄(1) I (138000126)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
苔縄(2) I (138000127)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
観音寺(2) I (138000128)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
観音寺Ⅲ (138000129)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
黒石(1) Ⅱ (138000130)	赤穂郡上郡町旭日 (別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
黒石(2) Ⅱ (138000131)	赤穂郡上郡町旭日 (別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
市原Ⅱ (138000132)	赤穂郡上郡町旭日 (別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
旭日甲(1) Ⅱ (138000133)	赤穂郡上郡町旭日 (別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
旭日甲(2) Ⅱ (138000134)	赤穂郡上郡町旭日 (別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
石堂(1) I (138000135)	赤穂郡上郡町岩木 (別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
細念 I (138000136)	赤穂郡上郡町岩木 (別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
倉尾 I (138000137)	赤穂郡上郡町岩木 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
石堂(2) I (138000138)	赤穂郡上郡町岩木 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
岩木甲(1) I (138000139)	赤穂郡上郡町岩木 (別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
岩木甲(2) I (138000140)	赤穂郡上郡町岩木 (別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
岩木甲(3) I (138000141)	赤穂郡上郡町岩木 (別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
岩木甲(4) I (138000142)	赤穂郡上郡町岩木 (別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
石堂(1) Ⅱ (138000143)	赤穂郡上郡町岩木 (別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

石堂(2)Ⅱ (138000144)	赤穂郡上郡町岩木(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中畑念Ⅱ (138000146)	赤穂郡上郡町岩木(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
岩木甲(1)Ⅱ (138000147)	赤穂郡上郡町岩木(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
岩木甲(2)Ⅱ (138000148)	赤穂郡上郡町岩木(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
細念(2)Ⅲ (138000150)	赤穂郡上郡町岩木(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
井谷Ⅱ (138000175)	赤穂郡上郡町船坂(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
津原Ⅱ (138000176)	赤穂郡上郡町船坂(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
井谷Ⅲ (138000177)	赤穂郡上郡町船坂(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
湯ノ脇Ⅲ (138000178)	赤穂郡上郡町船坂(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
釜ヶ谷Ⅲ (138000179)	赤穂郡上郡町船坂(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
八保甲Ⅰ (138000180)	赤穂郡上郡町八保(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
皆坂Ⅰ (138000181)	赤穂郡上郡町八保(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
名村Ⅰ (138000182)	赤穂郡上郡町八保(別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
八保丙Ⅰ (138000183)	赤穂郡上郡町八保(別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
名村Ⅱ (138000184)	赤穂郡上郡町八保(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
皆坂(1)Ⅱ (138000185)	赤穂郡上郡町八保(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
皆坂(2)Ⅱ (138000186)	赤穂郡上郡町八保(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
皆坂(3)Ⅱ (138000187)	赤穂郡上郡町八保(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
釜ヶ谷Ⅲ (138000188)	赤穂郡上郡町八保(別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

皆坂Ⅲ (138000189)	赤穂郡上郡町八保（別図59の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
山脇(1)Ⅲ (138000190)	赤穂郡上郡町八保（別図60の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
宗末Ⅰ (138000191)	赤穂郡上郡町高山（別図61の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
別所原Ⅰ (138000192)	赤穂郡上郡町高山（別図62の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
山脇Ⅱ (138000193)	赤穂郡上郡町高山（別図63の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
山脇(2)Ⅲ (138000194)	赤穂郡上郡町高山（別図64の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
大石Ⅲ (138000195)	赤穂郡上郡町高山（別図65の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
延野Ⅰ (138000196)	赤穂郡上郡町行頭（別図66の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
中野Ⅰ (138000197)	赤穂郡上郡町行頭（別図67の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
行頭Ⅱ (138000198)	赤穂郡上郡町行頭（別図68の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
中野(1)Ⅱ (138000199)	赤穂郡上郡町行頭（別図69の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
中野(2)Ⅱ (138000200)	赤穂郡上郡町行頭（別図70の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
八保(2)Ⅲ (138000201)	赤穂郡上郡町別名（別図71の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
下栗原Ⅲ (138000204)	赤穂郡上郡町栗原（別図72の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
飯坂(1)Ⅰ (138000207)	赤穂郡上郡町落地（別図73の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
宮谷Ⅰ (138000208)	赤穂郡上郡町落地（別図74の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
落地(1)Ⅲ (138000213)	赤穂郡上郡町落地（別図75の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
落地(3)Ⅲ (138000216)	赤穂郡上郡町落地（別図76の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
落地(4)Ⅲ (138000217)	赤穂郡上郡町落地（別図77の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり

藪 I (138000218)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
梨ヶ原 II (138000219)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
藪(1) III (138000220)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
藪(2) III (138000221)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
土地谷 III (138000222)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
梨ヶ原(1) III (138000223)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
梨ヶ原(2) III (138000224)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
梨ヶ原(3) III (138000225)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
岩木甲(3) II (138000228)	赤穂郡上郡町岩木甲 (別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
石戸 I (238000060)	赤穂郡上郡町岩木 (別図87の とおり)	土石流	別図87のとおり
細念 I (238000061)	赤穂郡上郡町岩木 (別図88の とおり)	土石流	別図88のとおり
倉尾川 I (238000063)	赤穂郡上郡町岩木 (別図89の とおり)	土石流	別図89のとおり
船谷大地 I (238000065)	赤穂郡上郡町岩木 (別図90の とおり)	土石流	別図90のとおり
田ノ尻 II (238000066)	赤穂郡上郡町岩木 (別図91の とおり)	土石流	別図91のとおり
鍛冶 II (238000067)	赤穂郡上郡町岩木 (別図92の とおり)	土石流	別図92のとおり
釜ヶ谷 1 I (238000084)	赤穂郡上郡町船坂 (別図93の とおり)	土石流	別図93のとおり
皆坂 I (238000088)	赤穂郡上郡町八保 (別図94の とおり)	土石流	別図94のとおり
上ノ池谷川 1 I (238000090)	赤穂郡上郡町八保 (別図95の とおり)	土石流	別図95のとおり
東岡谷川 I (238000092)	赤穂郡上郡町八保 (別図96の とおり)	土石流	別図96のとおり

釜谷 I (238000093)	赤穂郡上郡町八保 (別図97の とおり)	土石流	別図97のとおり
播磨自然高原 I (238000096)	赤穂郡上郡町高山 (別図98の とおり)	土石流	別図98のとおり
大石川 I (238000097)	赤穂郡上郡町高山 (別図99の とおり)	土石流	別図99のとおり
高山大谷 I (238000098)	赤穂郡上郡町高山 (別図100 のとおり)	土石流	別図100のとおり
別所原川 I (238000099)	赤穂郡上郡町高山 (別図101 のとおり)	土石流	別図101のとおり
一ノ木谷川 I (238000101)	赤穂郡上郡町高山 (別図102 のとおり)	土石流	別図102のとおり
播磨自然高原 2 II (238000102)	赤穂郡上郡町高山 (別図103 のとおり)	土石流	別図103のとおり
小谷 II (238000103)	赤穂郡上郡町高山 (別図104 のとおり)	土石流	別図104のとおり
行頭小谷川 I (238000106)	赤穂郡上郡町行頭 (別図105 のとおり)	土石流	別図105のとおり
延野 II (238000107)	赤穂郡上郡町行頭 (別図106 のとおり)	土石流	別図106のとおり
中野 1 II (238000108)	赤穂郡上郡町行頭 (別図107 のとおり)	土石流	別図107のとおり
中野 2 II (238000109)	赤穂郡上郡町行頭 (別図108 のとおり)	土石流	別図108のとおり
上宿 II (238000115)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 109のとおり)	土石流	別図109のとおり

(別図 1 から別図109までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥土居(1) I (139010001)	佐用郡佐用町奥海 (別図 1 の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり

奥土居(2)(1) I (139010002)	佐用郡佐用町奥海(別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥土居(4) I (139010003)	佐用郡佐用町奥海(別図3の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下村(1) I (139010004)	佐用郡佐用町奥海(別図4の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下村(2) I (139010005)	佐用郡佐用町奥海(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
若州(1) I (139010006)	佐用郡佐用町若州(別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
若州(2) I (139010007)	佐用郡佐用町若州(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
若州(3) I (139010008)	佐用郡佐用町若州(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上石井(1) I (139010009)	佐用郡佐用町上石井(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
青木 I (139010010)	佐用郡佐用町上石井(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
羽蔵 I (139010011)	佐用郡佐用町水根(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大船 I (139010012)	佐用郡佐用町下石井(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
三山 I (139010013)	佐用郡佐用町下石井(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下峠 I (139010014)	佐用郡佐用町下石井(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
海内(1) I (139010015)	佐用郡佐用町海内(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
海内(2) I (139010016)	佐用郡佐用町海内(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
堂ノ西 I (139010017)	佐用郡佐用町桑野(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥土居(2)(2) I (139010018)	佐用郡佐用町奥海(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上石井(2) I (139010019)	佐用郡佐用町上石井(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上土居(1) I (139010020)	佐用郡佐用町海内(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

上土居(2)Ⅰ (139010021)	佐用郡佐用町海内(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
奥土居(3)Ⅱ (139010023)	佐用郡佐用町奥海(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上土居(1)Ⅱ (139010024)	佐用郡佐用町海内(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上土居(2)Ⅱ (139010025)	佐用郡佐用町海内(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
奥土居(2)Ⅱ (139010026)	佐用郡佐用町奥海(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
奥海Ⅱ (139010027)	佐用郡佐用町奥海(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上石井(1)Ⅱ (139010028)	佐用郡佐用町上石井(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上石井(2)Ⅱ (139010029)	佐用郡佐用町上石井(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
上石井(3)Ⅱ (139010030)	佐用郡佐用町上石井(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上石井(4)Ⅱ (139010031)	佐用郡佐用町上石井(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
高野Ⅱ (139010032)	佐用郡佐用町上石井(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大船Ⅱ (139010033)	佐用郡佐用町下石井(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中の原(1)Ⅱ (139010034)	佐用郡佐用町下石井(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
中の原(2)Ⅱ (139010035)	佐用郡佐用町下石井(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
中の原(3)Ⅱ (139010036)	佐用郡佐用町下石井(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
中の原(4)Ⅱ (139010037)	佐用郡佐用町下石井(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
中の原(5)Ⅱ (139010038)	佐用郡佐用町下石井(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
羽蔵(1)Ⅱ (139010039)	佐用郡佐用町水根(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
羽蔵(2)Ⅱ (139010040)	佐用郡佐用町水根(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

馬場Ⅱ (139010041)	佐用郡佐用町下石井（別図40 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
三山(1)Ⅱ (139010042)	佐用郡佐用町下石井（別図41 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
三山(2)Ⅱ (139010043)	佐用郡佐用町下石井（別図42 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
岡Ⅱ (139010044)	佐用郡佐用町下石井（別図43 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
衰畑(1)Ⅱ (139010047)	佐用郡佐用町海内（別図44の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
衰畑(2)Ⅱ (139010048)	佐用郡佐用町海内（別図45の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
衰畑(3)Ⅱ (139010049)	佐用郡佐用町海内（別図46の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
衰畑(4)Ⅱ (139010050)	佐用郡佐用町海内（別図47の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
衰畑(5)Ⅱ (139010051)	佐用郡佐用町海内（別図48の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
衰畑(6)Ⅱ (139010052)	佐用郡佐用町海内（別図49の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
上土居(3)Ⅱ (139010053)	佐用郡佐用町海内（別図50の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上土居(4)Ⅱ (139010054)	佐用郡佐用町海内（別図51の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上土居(5)Ⅱ (139010055)	佐用郡佐用町海内（別図52の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
上土居(6)Ⅱ (139010056)	佐用郡佐用町海内（別図53の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
上土居(7)Ⅱ (139010057)	佐用郡佐用町海内（別図54の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
井の久保Ⅱ (139010058)	佐用郡佐用町桑野（別図55の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
堂の西Ⅱ (139010059)	佐用郡佐用町桑野（別図56の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
才尾Ⅱ (139010060)	佐用郡佐用町桑野（別図57の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
竹ノ奥谷Ⅰ (239010001)	佐用郡佐用町奥海（別図58の とおり）	土石流	別図58のとおり

曾婦谷 I (239010002)	佐用郡佐用町奥海（別図59の とおり）	土石流	別図59のとおり
溝土居谷 I (239010003)	佐用郡佐用町奥海（別図60の とおり）	土石流	別図60のとおり
赤江谷 I (239010005)	佐用郡佐用町奥海（別図61の とおり）	土石流	別図61のとおり
ノン谷 I (239010006)	佐用郡佐用町奥海（別図62の とおり）	土石流	別図62のとおり
松谷 I (239010009)	佐用郡佐用町若州（別図63の とおり）	土石流	別図63のとおり
増谷 I (239010010)	佐用郡佐用町上石井（別図64 のとおり）	土石流	別図64のとおり
猪ノ谷 I (239010015)	佐用郡佐用町下石井（別図65 のとおり）	土石流	別図65のとおり
松尾 I (239010017)	佐用郡佐用町下石井（別図66 のとおり）	土石流	別図66のとおり
日除谷 I (239010021)	佐用郡佐用町下石井（別図67 のとおり）	土石流	別図67のとおり
奥ノ谷 II (239010035)	佐用郡佐用町奥海（別図68の とおり）	土石流	別図68のとおり
仏谷 II (239010038)	佐用郡佐用町若州（別図69の とおり）	土石流	別図69のとおり
稲荷谷 II (239010039)	佐用郡佐用町上石井（別図70 のとおり）	土石流	別図70のとおり
中ノ谷 II (239010041)	佐用郡佐用町水根（別図71の とおり）	土石流	別図71のとおり
山ノ神谷 II (239010042)	佐用郡佐用町水根（別図72の とおり）	土石流	別図72のとおり
西家ノ上谷 II (239010043)	佐用郡佐用町水根（別図73の とおり）	土石流	別図73のとおり
高野 II (239010046)	佐用郡佐用町上石井（別図74 のとおり）	土石流	別図74のとおり
脇ノ谷 II (239010048)	佐用郡佐用町下石井（別図75 のとおり）	土石流	別図75のとおり
小谷 II (239010055)	佐用郡佐用町海内（別図76の とおり）	土石流	別図76のとおり
西峪 II (239010059)	佐用郡佐用町桑野（別図77の とおり）	土石流	別図77のとおり
高田 II (239010132)	佐用郡佐用町下石井（別図78 のとおり）	土石流	別図78のとおり

(別図 1 から別図78までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
草飼(1) I (110030004)	豊岡市竹野町草飼(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東町(1) I (110030005)	豊岡市竹野町竹野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
羽入(1)(1) I (110030008)	豊岡市竹野町羽入(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
羽入(2)(1) I (110030009)	豊岡市竹野町羽入(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
須谷(2)(1) I (110030013)	豊岡市竹野町須谷(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鬼神谷(1) I (110030014)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東町(1)(2) I (110030043)	豊岡市竹野町竹野(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
和田(1)(2) I (110030045)	豊岡市竹野町和田(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
濱須井(1)(1) II (110030047)	豊岡市竹野町濱須井(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
奥須井(1) II (110030048)	豊岡市竹野町奥須井(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西町(1)(1) II (110030049)	豊岡市竹野町竹野(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
西町(2)(1) II (110030050)	豊岡市竹野町竹野(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西町(3)(1) II (110030051)	豊岡市竹野町竹野(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
東町(1) II (110030052)	豊岡市竹野町竹野(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
松本(1)(1) II (110030053)	豊岡市竹野町松本(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

松本(2)(1)Ⅱ (110030054)	豊岡市竹野町松本(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
松本(3)(1)Ⅱ (110030055)	豊岡市竹野町松本(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
和田(1)(1)Ⅱ (110030057)	豊岡市竹野町和田(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
和田(2)(1)Ⅱ (110030058)	豊岡市竹野町和田(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
須谷(2)(1)Ⅱ (110030061)	豊岡市竹野町須谷(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
鬼神谷(1)(1)Ⅱ (110030063)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鬼神谷(2)(1)Ⅱ (110030064)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鬼神谷(3)(1)Ⅱ (110030065)	豊岡市竹野町鬼神谷(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
田久日川Ⅰ (210030001)	豊岡市竹野町田久日(別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
鬼ヶ坪川Ⅰ (210030004)	豊岡市竹野町宇日(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
松本Ⅰ (210030007)	豊岡市竹野町松本(別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
湯谷川右支溪第一Ⅰ (210030031)	豊岡市竹野町須谷(別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
草飼Ⅰ (210030036)	豊岡市竹野町草飼(別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
竹野西谷Ⅱ (210030041)	豊岡市竹野町竹野(別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり

(別図1から別図29までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

袴狭(1)Ⅱ (110050009)	豊岡市出石町袴狭(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
袴狭(2)Ⅱ (110050010)	豊岡市出石町袴狭(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
袴狭(3)Ⅱ (110050012)	豊岡市出石町袴狭(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
袴狭(4)Ⅱ (110050013)	豊岡市出石町袴狭(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
袴狭(5)Ⅱ (110050014)	豊岡市出石町袴狭(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
袴狭(6)Ⅱ (110050016)	豊岡市出石町袴狭(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
袴狭(7)Ⅱ (110050017)	豊岡市出石町袴狭(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
坪井Ⅰ (110050018)	豊岡市出石町宮内(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
宮内Ⅱ (110050021)	豊岡市出石町宮内(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
水上Ⅰ (110050022)	豊岡市出石町宮内(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
福住Ⅱ (110050052)	豊岡市出石町福住(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
福住(1)Ⅰ (110050053)	豊岡市出石町福住(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
福住(2)Ⅰ (110050054)	豊岡市出石町福住(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中村(1)Ⅰ (110050055)	豊岡市出石町福住(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
坪口(1)Ⅱ (110050065)	豊岡市出石町上村(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
坪口(2)Ⅱ (110050066)	豊岡市出石町上村(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
坪口(4)Ⅱ (110050067)	豊岡市出石町上村(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坪口(3)Ⅱ (110050068)	豊岡市出石町中村(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
百合Ⅱ (110050069)	豊岡市出石町上野(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

百合 I (110050070)	豊岡市出石町上野 (別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
榎見 (1) II (110050071)	豊岡市出石町上村 (別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
榎見 I (110050072)	豊岡市出石町上村 (別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
和屋 (1) II (110050074)	豊岡市出石町上村 (別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
和屋 (2) II (110050075)	豊岡市出石町上村 (別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
和屋 (3) II (110050076)	豊岡市出石町上村 (別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
和屋 I (110050077)	豊岡市出石町上村 (別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
和屋 (4) II (110050078)	豊岡市出石町上村 (別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
和屋 (6) II (110050080)	豊岡市出石町上村 (別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
細見 (7) II (110050086)	豊岡市出石町細見 (別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
細見 (6) II (110050087)	豊岡市出石町細見 (別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
細見 (5) II (110050088)	豊岡市出石町細見 (別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
細見 (4) II (110050089)	豊岡市出石町細見 (別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
荒木 (2) I (110050090)	豊岡市出石町荒木 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
荒木 (1) I (110050091)	豊岡市出石町荒木 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
細見 (1) II (110050092)	豊岡市出石町細見 (別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
細見 (2) II (110050093)	豊岡市出石町細見 (別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
荒木 II (110050094)	豊岡市出石町荒木 (別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
細見 (3) II (110050096)	豊岡市出石町細見 (別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

平田Ⅱ (110050097)	豊岡市出石町荒木(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
福見(1)Ⅱ (110050098)	豊岡市出石町福見(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
福見Ⅰ (110050099)	豊岡市出石町福見(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
福見(2)Ⅱ (110050100)	豊岡市出石町福見(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
福見(3)Ⅱ (110050101)	豊岡市出石町福見(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
暮坂(1)Ⅱ (110050102)	豊岡市出石町暮坂(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
暮坂(2)Ⅱ (110050103)	豊岡市出石町暮坂(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
暮坂(3)Ⅱ (110050104)	豊岡市出石町暮坂(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
暮坂(4)Ⅱ (110050105)	豊岡市出石町暮坂(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
暮坂(5)Ⅱ (110050106)	豊岡市出石町暮坂(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
暮坂(6)Ⅱ (110050107)	豊岡市出石町暮坂(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
暮坂(7)Ⅱ (110050108)	豊岡市出石町暮坂(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
入左川左支溪第二Ⅰ (210050020)	豊岡市出石町宮内(別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり
東畑谷川Ⅰ (210050023)	豊岡市出石町宮内(別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
畑谷川Ⅱ (210050025)	豊岡市出石町宮内(別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
和屋川Ⅰ (210050067)	豊岡市出石町上村(別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
菅川左支溪第四Ⅱ (210050089)	豊岡市出石町福見(別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
平野川Ⅱ (210050091)	豊岡市出石町暮坂(別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
カン坂Ⅱ (210050093)	豊岡市出石町暮坂(別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり

(別図1から別図57までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第360号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                         | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|
| 養父市場(1) I<br>(123020005)    | 養父市養父市場（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 養父市場(2) I<br>(123020006)    | 養父市養父市場（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 鉄屋米地 I<br>(123020007)       | 養父市鉄屋米地（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 中米地(1) (急) I<br>(123020008) | 養父市中米地（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 中米地(2) I<br>(123020009)     | 養父市中米地（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 奥米地(1) (急) I<br>(123020010) | 養父市奥米地（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 奥米地(2) I<br>(123020011)     | 養父市奥米地（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 奥米地(3) I<br>(123020012)     | 養父市奥米地（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 奥米地(4) I<br>(123020013)     | 養父市奥米地（別図9のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 小城(3) I<br>(123020018)      | 養父市上野（別図10のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 上野(1) I<br>(123020019)      | 養父市上野（別図11のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 上野(2) I<br>(123020020)      | 養父市上野（別図12のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 堀畑 I<br>(123020021)         | 養父市堀畑（別図13のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 上箇(1) I<br>(123020022)      | 養父市上箇（別図14のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 上箇(2) I<br>(123020023)      | 養父市上箇（別図15のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |

|                           |                    |         |          |
|---------------------------|--------------------|---------|----------|
| 十二所一(4) I<br>(123020025)  | 養父市十二所 (別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 十二所一(1) I<br>(123020026)  | 養父市十二所 (別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 十二所一(2) I<br>(123020027)  | 養父市十二所 (別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 新津上 I<br>(123020030)      | 養父市新津 (別図19のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 稲津(1) I<br>(123020035)    | 養父市稲津 (別図20のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 稲津(2) I<br>(123020036)    | 養父市稲津 (別図21のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 乙屋 I<br>(123020038)       | 養父市畑 (別図22のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 上谷(1) I<br>(123020039)    | 養父市畑 (別図23のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 上谷(2) I<br>(123020040)    | 養父市畑 (別図24のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 大坪 I<br>(123020041)       | 養父市大坪 (別図25のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 養父市場(1) II<br>(123020066) | 養父市養父市場 (別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 養父市場(2) II<br>(123020067) | 養父市養父市場 (別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 養父市場(3) II<br>(123020068) | 養父市養父市場 (別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 養父市場(4) II<br>(123020069) | 養父市養父市場 (別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 鉄屋米地 II<br>(123020070)    | 養父市鉄屋米地 (別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 大塚 II<br>(123020071)      | 養父市大塚 (別図31のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 口米地 II<br>(123020072)     | 養父市口米地 (別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 奥米地 II<br>(123020074)     | 養父市奥米地 (別図33のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 奥米地(2) II<br>(123020075)  | 養父市奥米地 (別図34のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |

|                         |                  |         |          |
|-------------------------|------------------|---------|----------|
| 山中(1)Ⅱ<br>(123020076)   | 養父市奥米地(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 山中(2)Ⅱ<br>(123020077)   | 養父市奥米地(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 小城(2)Ⅱ<br>(123020078)   | 養父市小城(別図37のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 小城(3)Ⅱ<br>(123020079)   | 養父市小城(別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 東上野Ⅱ<br>(123020080)     | 養父市上野(別図39のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| はさまじ(1)Ⅱ<br>(123020081) | 養父市上野(別図40のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| はさまじ(2)Ⅱ<br>(123020082) | 養父市上野(別図41のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| はさまじ(3)Ⅱ<br>(123020083) | 養父市上野(別図42のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 堀畑Ⅱ<br>(123020084)      | 養父市堀畑(別図43のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 十二所一Ⅱ<br>(123020085)    | 養父市十二所(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 十二所二Ⅱ<br>(123020086)    | 養父市十二所(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 玉見Ⅱ<br>(123020087)      | 養父市玉見(別図46のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 左近山(1)Ⅱ<br>(123020088)  | 養父市左近山(別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 左近山(2)Ⅱ<br>(123020089)  | 養父市左近山(別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 伊豆Ⅱ<br>(123020091)      | 養父市伊豆(別図49のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 稲津(2)Ⅱ<br>(123020092)   | 養父市大坪(別図50のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 下谷(1)Ⅱ<br>(123020093)   | 養父市畑(別図51のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 下谷(2)Ⅱ<br>(123020094)   | 養父市畑(別図52のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 下谷(3)Ⅱ<br>(123020095)   | 養父市畑(別図53のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |

|                       |                  |         |          |
|-----------------------|------------------|---------|----------|
| 乙屋(1)Ⅱ<br>(123020096) | 養父市畑(別図54のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 乙屋(3)Ⅱ<br>(123020098) | 養父市畑(別図55のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 乙屋(4)Ⅱ<br>(123020099) | 養父市畑(別図56のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 上谷(1)Ⅱ<br>(123020100) | 養父市畑(別図57のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 上谷(2)Ⅱ<br>(123020101) | 養父市畑(別図58のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 大坪(1)Ⅱ<br>(123020102) | 養父市大坪(別図59のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 大坪(2)Ⅱ<br>(123020103) | 養父市大坪(別図60のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| はさまじ峠Ⅱ<br>(123020141) | 養父市上野(別図61のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 上箇(3)Ⅰ<br>(123020142) | 養父市上箇(別図62のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 日枝神社川Ⅰ<br>(223020001) | 養父市大塚(別図63のとおり)  | 土石流     | 別図63のとおり |
| 本郷谷川Ⅰ<br>(223020004)  | 養父市大塚(別図64のとおり)  | 土石流     | 別図64のとおり |
| 吉堂川Ⅰ<br>(223020008)   | 養父市奥米地(別図65のとおり) | 土石流     | 別図65のとおり |
| 峠川Ⅰ<br>(223020060)    | 養父市畑(別図66のとおり)   | 土石流     | 別図66のとおり |
| 大ジツ川Ⅰ<br>(223020061)  | 養父市畑(別図67のとおり)   | 土石流     | 別図67のとおり |
| 中の谷川Ⅰ<br>(223020066)  | 養父市畑(別図68のとおり)   | 土石流     | 別図68のとおり |
| スガ谷川Ⅰ<br>(223020077)  | 養父市上箇(別図69のとおり)  | 土石流     | 別図69のとおり |
| 家ノ上川Ⅰ<br>(223020085)  | 養父市藪崎(別図70のとおり)  | 土石流     | 別図70のとおり |
| 向ツラ川Ⅰ<br>(223020090)  | 養父市大藪(別図71のとおり)  | 土石流     | 別図71のとおり |
| 岩尾谷川Ⅰ<br>(223020091)  | 養父市大藪(別図72のとおり)  | 土石流     | 別図72のとおり |

|                       |                  |     |          |
|-----------------------|------------------|-----|----------|
| 下モ山川Ⅰ<br>(223020092)  | 養父市大藪（別図73のとおり）  | 土石流 | 別図73のとおり |
| 堀川Ⅱ<br>(223020095)    | 養父市堀畑（別図74のとおり）  | 土石流 | 別図74のとおり |
| 山中川Ⅱ<br>(223020097)   | 養父市奥米地（別図75のとおり） | 土石流 | 別図75のとおり |
| 漆谷川Ⅱ<br>(223020098)   | 養父市奥米地（別図76のとおり） | 土石流 | 別図76のとおり |
| 市夜ヶ谷川Ⅱ<br>(223020101) | 養父市藪崎（別図77のとおり）  | 土石流 | 別図77のとおり |
| 池ヶ谷川Ⅱ<br>(223020131)  | 養父市上箇（別図78のとおり）  | 土石流 | 別図78のとおり |
| 吉ヶ谷川Ⅱ<br>(223020133)  | 養父市上野（別図79のとおり）  | 土石流 | 別図79のとおり |
| 末谷川Ⅱ<br>(223020134)   | 養父市上野（別図80のとおり）  | 土石流 | 別図80のとおり |
| 穴ヶ谷川Ⅱ<br>(223020135)  | 養父市大藪（別図81のとおり）  | 土石流 | 別図81のとおり |

（別図 1 から別図81までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第361号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                     | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|
| 野島江崎(1)Ⅰ<br>(127030001) | 淡路市野島江崎（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 野島江崎(2)Ⅰ<br>(127030002) | 淡路市野島江崎（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 野島平林Ⅰ<br>(127030003)    | 淡路市野島平林（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 仁井Ⅰ<br>(127030004)      | 淡路市仁井（別図4のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 富島(2)Ⅰ<br>(127030006)   | 淡路市富島（別図5のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |

|                            |                      |         |            |
|----------------------------|----------------------|---------|------------|
| 斗ノ内 I<br>(127030008)       | 淡路市斗ノ内 (別図 6 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 6 のとおり  |
| 育波恵ノ熊 I<br>(127030010)     | 淡路市育波 (別図 7 のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図 7 のとおり  |
| 生田畑 I<br>(127030015)       | 淡路市生田畑 (別図 8 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 8 のとおり  |
| 野島江崎 (1) II<br>(127030016) | 淡路市野島江崎 (別図 9 のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図 9 のとおり  |
| 野島江崎 (3) II<br>(127030018) | 淡路市野島江崎 (別図 10 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 10 のとおり |
| 野島轟木 II<br>(127030020)     | 淡路市野島轟木 (別図 11 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 11 のとおり |
| 野島墓浦 (2) II<br>(127030022) | 淡路市野島常盤 (別図 12 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 12 のとおり |
| 野島常盤 (1) II<br>(127030023) | 淡路市野島常盤 (別図 13 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 13 のとおり |
| 野島常盤 (2) II<br>(127030024) | 淡路市野島常盤 (別図 14 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 14 のとおり |
| 野島墓浦 (3) II<br>(127030025) | 淡路市野島墓浦 (別図 15 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 15 のとおり |
| 野島墓浦 (4) II<br>(127030026) | 淡路市野島墓浦 (別図 16 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 16 のとおり |
| 舟木 (1) II<br>(127030027)   | 淡路市舟木 (別図 17 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 17 のとおり |
| 長島 (1) II<br>(127030029)   | 淡路市長島 (別図 18 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 18 のとおり |
| 小田奥 (1) II<br>(127030032)  | 淡路市小田 (別図 19 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 19 のとおり |
| 小田奥 (2) II<br>(127030033)  | 淡路市小田 (別図 20 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 20 のとおり |
| 小田 (2) II<br>(127030035)   | 淡路市小田 (別図 21 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 21 のとおり |
| 石田米山 (2) II<br>(127030038) | 淡路市石田 (別図 22 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 22 のとおり |
| 長島本村 II<br>(127030039)     | 淡路市長島 (別図 23 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 23 のとおり |
| 石田栗脇 II<br>(127030040)     | 淡路市石田 (別図 24 のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図 24 のとおり |



|                         |                   |         |          |
|-------------------------|-------------------|---------|----------|
| 長畠(2)Ⅱ<br>(127030041)   | 淡路市長畠(別図25のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 仁井Ⅱ<br>(127030042)      | 淡路市仁井(別図26のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 仁井原田(2)Ⅱ<br>(127030044) | 淡路市仁井(別図27のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 浅野南(1)Ⅱ<br>(127030045)  | 淡路市浅野南(別図28のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 浅野南(2)Ⅱ<br>(127030046)  | 淡路市浅野南(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 浅野南(3)Ⅱ<br>(127030047)  | 淡路市浅野南(別図30のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 浅野南(4)Ⅱ<br>(127030048)  | 淡路市浅野南(別図31のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 浅野南(5)Ⅱ<br>(127030049)  | 淡路市浅野南(別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 黒谷矢坪(1)Ⅱ<br>(127030050) | 淡路市黒谷(別図33のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 五斗長Ⅱ<br>(127030053)     | 淡路市黒谷(別図34のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 斗ノ内Ⅱ<br>(127030054)     | 淡路市斗ノ内(別図35のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 育波Ⅱ<br>(127030055)      | 淡路市育波(別図36のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 室津(2)Ⅱ<br>(127030057)   | 淡路市室津(別図37のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 生田畑(1)Ⅱ<br>(127030058)  | 淡路市生田畑(別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 生田畑(2)Ⅱ<br>(127030059)  | 淡路市生田畑(別図39のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 生田田尻(3)Ⅱ<br>(127030062) | 淡路市生田田尻(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 生田田尻(4)Ⅱ<br>(127030063) | 淡路市生田田尻(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 生田田尻(5)Ⅱ<br>(127030064) | 淡路市生田田尻(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 生田畑(3)Ⅱ<br>(127030065)  | 淡路市生田畑(別図43のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |

|                         |                       |         |          |
|-------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 生田田尻(6)Ⅱ<br>(127030066) | 淡路市生田田尻(別図44のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 生田田尻(7)Ⅱ<br>(127030067) | 淡路市生田田尻(別図45のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 生田上條(1)Ⅱ<br>(127030068) | 淡路市生田畑(別図46のと<br>おり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 生田上條(2)Ⅱ<br>(127030069) | 淡路市生田畑(別図47のと<br>おり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 野島江崎(2)Ⅲ<br>(127030071) | 淡路市野島江崎(別図48のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 野島常盤(1)Ⅲ<br>(127030072) | 淡路市野島常盤(別図49のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 舟木(1)Ⅲ<br>(127030075)   | 淡路市舟木(別図50のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 舟木(2)Ⅲ<br>(127030076)   | 淡路市舟木(別図51のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 長島(1)Ⅲ<br>(127030077)   | 淡路市長島(別図52のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 長島(2)Ⅲ<br>(127030078)   | 淡路市長島(別図53のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 仁井(1)Ⅲ<br>(127030079)   | 淡路市仁井(別図54のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 小田靈仙Ⅲ<br>(127030080)    | 淡路市小田(別図55のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 石田栗脇Ⅲ<br>(127030082)    | 淡路市石田(別図56のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 久野々(1)Ⅲ<br>(127030083)  | 淡路市久野々(別図57のと<br>おり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 久野々(2)Ⅲ<br>(127030085)  | 淡路市久野々(別図58のと<br>おり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 浅野神田Ⅲ<br>(127030086)    | 淡路市浅野神田(別図59のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 黒谷矢坪Ⅲ<br>(127030088)    | 淡路市黒谷(別図60のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 五斗長Ⅲ<br>(127030089)     | 淡路市黒谷(別図61のと<br>おり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 生田大坪(1)Ⅲ<br>(127030090) | 淡路市生田大坪(別図62のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |

|                          |                   |         |          |
|--------------------------|-------------------|---------|----------|
| 生田畑(1)Ⅲ<br>(127030091)   | 淡路市生田畑(別図63のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 生田田尻(1)Ⅲ<br>(127030092)  | 淡路市生田田尻(別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 生田田尻(2)Ⅲ<br>(127030093)  | 淡路市生田田尻(別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 生田田尻(3)Ⅲ<br>(127030094)  | 淡路市生田田尻(別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 生田田尻(4)Ⅲ<br>(127030095)  | 淡路市生田田尻(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 生田畑(2)Ⅲ<br>(127030097)   | 淡路市生田畑(別図68のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 生田畑(3)Ⅲ<br>(127030098)   | 淡路市生田畑(別図69のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 生田田尻(5)Ⅲ<br>(127030099)  | 淡路市生田田尻(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 仁井(1)Ⅱ<br>(127030100)    | 淡路市仁井(別図71のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 仁井(3)Ⅱ<br>(127030101)    | 淡路市仁井(別図72のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 汐鳴南谷Ⅰ<br>(227030003)     | 淡路市野島江崎(別図73のとおり) | 土石流     | 別図73のとおり |
| 泉池谷Ⅰ<br>(227030007)      | 淡路市野島臺浦(別図74のとおり) | 土石流     | 別図74のとおり |
| 精田川Ⅰ<br>(227030010)      | 淡路市斗ノ内(別図75のとおり)  | 土石流     | 別図75のとおり |
| 立正寺北谷(2)Ⅰ<br>(227030013) | 淡路市生田田尻(別図76のとおり) | 土石流     | 別図76のとおり |
| 原田池Ⅱ<br>(227030020)      | 淡路市野島轟木(別図77のとおり) | 土石流     | 別図77のとおり |
| 小田谷Ⅱ<br>(227030022)      | 淡路市小田(別図78のとおり)   | 土石流     | 別図78のとおり |
| 育波川Ⅱ<br>(227030023)      | 淡路市黒谷(別図79のとおり)   | 土石流     | 別図79のとおり |

(別図1から別図79までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第362号**

平成29年兵庫県告示第1126号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

山手(2) I (107000019) の項中別図11を次の図面のとおり改める

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第363号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
相生市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播都市計画下水道事業相生市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更なし
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和55年兵庫県告示第1705号、平成2年兵庫県告示第591号及び平成5年兵庫県告示第958号の事業地に相生六丁目を加える。
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第364号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
豊岡都市計画下水道事業豊岡市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和46年11月5日から平成34年3月31日まで  
変更後 昭和46年11月5日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和46年兵庫県告示第1571号、昭和48年兵庫県告示第226号、昭和51年兵庫県告示第112号、昭和52年兵庫県告示第340号、同年兵庫県告示第2490号、昭和55年兵庫県告示第1778号、昭和59年兵庫県告示第2051号、平成元年兵庫県告示第1548号、平成3年兵庫県告示第728号、平成4年兵庫県告示第202号、同年兵庫県告示第203号、平成6年兵庫県告示第88号、同年兵庫県告示第365号、平成7年兵庫県告示第467号、平成9年兵庫県告示第471号、平成10年兵庫県告示第376号、平成11年兵庫県告示第118号、平成12年兵庫県告示第349号、平成15年兵庫県告示第1082号、平成21年兵庫県告示第1016号及び平成24年兵庫県告示第437号の事業地から、大字気比字塩谷、大字日高町篠垣字鍵田、大字但東町木村字尻細及び大字但東町矢根字下縄手の一部地内を削る。
  - (2) 使用の部分  
昭和46年兵庫県告示第1571号、昭和51年兵庫県告示第112号、昭和52年兵庫県告示第340号、同年兵庫県告示第2490号、昭和54年兵庫県告示第705号、昭和55年兵庫県告示第1778号、昭和57年兵庫県告示第836号、昭和58年兵庫県告示第826号、昭和59年兵庫県告示第2051号、昭和61年兵庫県告示第469号、平成元年兵庫県告示第1548号、平成3年兵庫県告示第728号、平成4年兵庫県告示第202号、同年兵庫県告示

示第203号、平成6年兵庫県告示第88号、同年兵庫県告示第365号、同年兵庫県告示第1348号、平成7年兵庫県告示第467号、平成8年兵庫県告示第19号、平成9年兵庫県告示第471号、平成10年兵庫県告示第376号、平成11年兵庫県告示第118号、同年兵庫県告示第370号、同年兵庫県告示第1693号、平成12年兵庫県告示第349号、平成14年兵庫県告示第182号、平成16年兵庫県告示第934号、平成21年兵庫県告示第1016号及び平成24年兵庫県告示第437号の事業地に、大字小島字外浜、字神崎、字海ノ宮、字横手及び字ニゴ谷、大字城崎町桃島字紙谷島、字赤田、字桃山沢、字桃山、字内島及び字家ノ下、大字日高町十戸字カナベ、大字日高町庄境字カナベ、字サゲアシ、字溝越、字四ツ辻、字石田、字前田及び字ムカイ、大字日高町三所字ヒヘ田、字道周及び字セイキ、大字日高町野字西御堂、字鍛冶前、字三所、字南、字大久後及び字石ノ塔並びに大字日高町伊府字池ノ内、字ドウド、字堂ノ前及び字家ノ本の一部地内を加え、大字気比字松原、字川崎、字木ノ下、字宇上、字野田井、字岩鼻、字椎ヶ下及び字塩谷の一部地内を削る。



**兵庫県告示第365号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
美方郡新温泉町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
浜坂都市計画下水道事業浜坂町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成5年7月2日から平成30年3月31日まで  
変更後 平成5年7月2日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第366号**

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文に次のように加える。

なお、知事が指定する区域等には、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び篠山市の市域を含まないものとする。

1の表中

「

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号） | 景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景型広域景観形成地域のうち、次の区域<br>(1) 香美町香住区の県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域。ただし、(2)に掲げる区域を除く。<br>(2) 香美町香住区の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域。ただし、町道下浜206号線から西150メートルを超える区域及び一般国道178号の矢田橋から町道下浜206号線との交点までの区間の西150メートルを超える区域を除く。 | 香美町<br>新温泉町 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                     |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                              | <p>(3) 香美町香住区の「集落景観領域（但馬海村区域）」のうち、同区沖浦字ツルベバナの区域</p> <p>(4) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、一般国道178号の路端から100メートル以内の区域、県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域及び県道竹田指杭線の県道浜坂井土線との交点から一般国道178号との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(5) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線から北で岸田川から西の区域。ただし、(4)に掲げる区域及び次に掲げる区域を除く。</p> <p>ア 一般国道178号の福富橋から県道浜坂停車場線との交点までの区間の北100メートルを超える区域</p> <p>イ 県道浜坂停車場線の町道浜坂清富線との交点から一般国道178号との交点までの区間の北200メートルを超える区域</p> <p>ウ 町道浜坂清富線の起点から町道浜坂第31号線の交点までの区間の東200メートルを超える区域</p> <p>エ 味原川の大正橋から岸田川合流点までの区間の東の区域</p> <p>オ 県道浜坂港浜坂停車場線の起点から県道三尾浜坂線との交点までの区間の西300メートルを超える区域</p> |                                     |
|                              | <p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域のうち、次の区域、及び当該地域に表示し、又は設置する広告物等が一般国道312号から視認できない区域</p> <p>(i) 次の区間並びにこれらの路端から1,000メートル以内の区域</p> <p>ア 朝来市立野地内一般国道429号と一般国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで</p> <p>イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>養父市<br/>朝来市<br/>市川町<br/>神河町</p>  |
| <p>広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号）</p> | <p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域のうち、次の区域、及び当該地域に表示し、又は設置する広告物等が一般国道9号から視認できない区域</p> <p>(i) 次の区間並びにこれらの路端から500メートル以内の区域</p> <p>ア 朝来市山東町大垣地内市道大垣末歳線との交点から朝来市和田山町玉置地内一般国道312号との交点まで</p> <p>イ 養父市八鹿町国木地内県道養父宍粟線との交点から養父市八鹿町高柳地内市道高柳下5号線との交点まで</p> <p>ウ 養父市関宮地内市道関宮町中線との交点から養父市関宮地内一般国道9号八木谷バス停地下道まで</p> <p>エ 香美町村岡区福岡地内町道福岡竹部線との交点から香美町村岡区福岡地内町道京ヶ花線との交点まで</p> <p>オ 香美町村岡区日影地内県道日影養父線との交点から香美町村岡区市原地内町道市原板仕野線との交点まで</p> <p>カ 香美町村岡区大糠字金ヒロイ地内町道大糠線との交点から香美町村岡区村岡字赤岩地内町道東上新町線との交点まで</p> <p>キ 新温泉町歌長地内温泉トンネル西端から新温泉町千原地内千原橋東詰まで</p>                            | <p>養父市<br/>朝来市<br/>香美町<br/>新温泉町</p> |

を  
「

」

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                     |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号）</p> | <p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景型広域景観形成地域のうち、次の区域</p> <p>(1) 香美町香住区の県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域。ただし、(2)に掲げる区域を除く。</p> <p>(2) 香美町香住区の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域。ただし、町道下浜206号線から西150メートルを超える区域及び一般国道178号の矢田橋から町道下浜206号線との交点までの区間の西150メートルを超える区域を除く。</p> <p>(3) 香美町香住区の「集落景観領域（但馬海村区域）」のうち、同区沖浦字ツルベバナの区域</p> <p>(4) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、一般国道178号の路端から100メートル以内の区域、町道二日市久斗線の路端から100メートル以内の区域、県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域、県道竹田指杭線の一般国道178号との交点から町道旭町福富線との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域、町道旭町福富線の県道竹田指杭線との交点から県道浜坂停車場線との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域及び県道浜坂停車場線の町道旭町福富線との交点から一般国道178号との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(5) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線から北で岸田川から西の区域。ただし、(4)に掲げる区域及び次に掲げる区域を除く。</p> <p>ア 県道竹田指杭線の福富橋から町道旭町福富線との交点までの区間及び町道旭町福富線の県道竹田指杭線との交点から県道浜坂停車場線との交点までの区間の北100メートルを超える区域</p> <p>イ 県道浜坂停車場線の町道浜坂清富線との交点から町道旭町福富線との交点までの区間の北200メートルを超える区域</p> <p>ウ 町道浜坂清富線の起点から町道浜坂第31号線の交点までの区間の東200メートルを超える区域</p> <p>エ 味原川の大正橋から岸田川合流点までの区間の東の区域</p> <p>オ 県道浜坂港浜坂停車場線の起点から県道三尾浜坂線との交点までの区間の西300メートルを超える区域</p> | <p>香美町<br/>新温泉町</p>                 |
|                              | <p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域のうち、次の区域、及び当該地域に表示し、又は設置する広告物等が一般国道312号から視認できない区域</p> <p>(1) 次の区間及びこれらの路端から1,000メートル以内の区域</p> <p>ア 朝来市立野地内一般国道429号と一般国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで</p> <p>イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>養父市<br/>朝来市<br/>市川町<br/>神河町</p>  |
|                              | <p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域のうち、次の区域、及び当該地域に表示し、又は設置する広告物等が一般国道9号から視認できない区域</p> <p>(1) 次の区間及びこれらの路端から500メートル以内の区域</p> <p>ア 朝来市山東町大垣地内市道大垣末歳線との交点から朝来市和田山町玉置地内一般国道312号との交点まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>養父市<br/>朝来市<br/>香美町<br/>新温泉町</p> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | イ 養父市八鹿町国木地内県道養父宍粟線との交点から養父市八鹿町高柳地内市道高柳下5号線との交点まで<br>ウ 養父市関宮地内市道関宮町中線との交点から養父市関宮地内一般国道9号八木谷バス停地下道まで<br>エ 香美町村岡区福岡地内町道福岡竹部線との交点から香美町村岡区福岡地内町道京ヶ花線との交点まで<br>オ 香美町村岡区日影地内県道日影養父線との交点から香美町村岡区市原地内町道市原板仕野線との交点まで<br>カ 香美町村岡区大糠字金ヒロイ地内町道大糖線との交点から香美町村岡区村岡字赤岩地内町道東上新町線との交点まで<br>キ 新温泉町歌長地内温泉トンネル西端から新温泉町千原地内千原橋東詰まで |  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

に改め、同表北但馬地域緑豊かな環境形成地域(条例第4条第1項第3号)の款を次のように改める。

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 北但馬地域緑豊かな環境形成地域(条例第4条第1項第3号) | 緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第1号から第3号まで及び第2項に掲げる区域のうち、次の区域<br>(1) 同条例第9条第1項第3号に掲げる区域(ただし、(2)から(22)までに掲げる区域を除く。)<br>(2) 一般国道9号の路端から100メートル以内の区域<br>(3) 一般国道178号の路端から100メートル以内の区域<br>(4) 一般国道482号の路端から100メートル以内の区域<br>(5) 県道香美久美浜線のうち、町道佐津下岡線との交点から県道香住港線との交点までの路端から100メートル以内の区域<br>(6) 県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域<br>(7) 県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域<br>(8) 県道香住港線のうち、県道香美久美浜線との交点から町道香住市街地線との交点までの路端から100メートル以内の区域<br>(9) 県道三川下岡線のうち、一般国道178号との交点から町道佐津下岡線の交点までの路端から100メートル以内の区域<br>(10) 県道居組港居組停車場線のうち、一般国道178号との交点から町道七坂八峠線との交点までの路端から100メートル以内の区域<br>(11) 町道香住市街地線の路端から100メートル以内の区域<br>(12) 町道佐津下岡線の路端から100メートル以内の区域<br>(13) 町道七坂八峠線の路端から100メートル以内の区域<br>(14) 町道余部浜坂線の路端から100メートル以内の区域<br>(15) 町道久谷桃観線の路端から100メートル以内の区域<br>(16) 県道赤崎久谷停車場線のうち、町道久谷桃観線との交点から県道山田新温泉線との交点までの路端から100メートル以内の区域<br>(17) 県道山田新温泉線のうち、県道赤崎久谷停車場線との交点から町道二日市久斗線との交点までの路端から100メートル以内の区域<br>(18) 町道二日市久斗線の路端から100メートル以内の区域<br>(19) 県道竹田指杭線のうち、町道二日市久斗線との交点から町道旭町福富線との交点までの路端から100メートル以内の区域<br>(20) 町道旭町福富線の路端から100メートル以内の区域<br>(21) 県道浜坂停車場線のうち、一般国道178号との交点から町道旭町福富線との交点までの路端から100メートル以内の区域 | 香美町<br>新温泉町 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|



|  |                                                                                                                                                                              |     |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | (2) 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の路端から100メートル以内の区域<br>(ただし、香美町の区域を除く。)                                                                                                                     |     |
|  | <p>緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第2項に掲げる区域のうち、次の区域</p> <p>(1) 県道茅野福岡線のうち、町道勝羅中大谷線との交点から町道大笹ハチ北線までの路端から100メートル以内の区域</p> <p>(2) 町道大笹ハチ北線のうち、町道兎和野ハチ北線の交点から県道茅野福岡線までの路端から100メートル以内の区域</p> | 香美町 |

1の表国立公園(条例第4条第1項第7号)の款を次のように改める。

|                          |                                                                                                                                                    |                              |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| <p>国立公園(条例第4条第1項第7号)</p> | <p>瀬戸内海国立公園のうち、次の区域</p> <p>(1) 自然公園法第36条第1項の規定により指定された集団施設地区の区域</p> <p>(2) 県道洲本灘賀集線の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(3) 洲本市由良町由良字立川</p> <p>(4) 南あわじ市黒岩</p> | <p>赤穂市<br/>洲本市<br/>南あわじ市</p> |
|                          | <p>山陰海岸国立公園のうち、次の区域</p> <p>(1) 自然公園法第36条第1項の規定により指定された集団施設地区(今子浦集団施設地区に限る。)の区域</p>                                                                 | 香美町                          |

1の表備考を削り、2(1)の表6の(3)の款を次のように改める。

|                        |                                                              |                                |                                       |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                       |                                                    |                                                                       |                     |
|------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>6<br/>の<br/>(3)</p> | <p>鳥取<br/>豊岡<br/>宮津<br/>自動車道<br/>(香住道路・余部道路・浜坂道路・東浜居組道路)</p> | <p>第1<br/>種禁<br/>止地<br/>域等</p> | <p>佐津<br/>イン<br/>ター<br/>チェ<br/>ンジ</p> | <p>新温<br/>泉浜<br/>坂イ<br/>ンタ<br/>ーチ<br/>ェン<br/>ジ</p> | <p>路端から1,000メートル以内の区域(県道香住村岡線、県道三川下岡線のうち一般国道178号との交点から町道佐津下岡線の交点まで、町道佐津下岡線、一般国道178号、町道余部浜坂線、町道久谷桃観線、県道赤崎久谷停車場線のうち町道久谷桃観線との交点から県道山田新温泉線との交点まで、県道山田新温泉線のうち県道赤崎久谷停車場線との交点から町道二日市久斗線との交点まで、町道二日市久斗線、県道竹田指杭線のうち一般国道178号との交点から町道旭町福富線との交点まで、町道旭町福富線、県道浜坂井土線及び西日本旅客鉄道株式会社山陰本線(新温泉町の区域に限る。)の各路端から100メートル以内の区域、七釜温泉の周辺の区域(町道二日市古市線のうち町道七釜線との交点から町道七釜村中線との交点まで、町道七釜正法庵線のうち町道旧県道栃谷線との交点から町道二日市古市線との交点まで、町道七</p> | <p>佐津<br/>イン<br/>ター<br/>チェ<br/>ンジ</p> | <p>新温<br/>泉浜<br/>坂イ<br/>ンタ<br/>ーチ<br/>ェン<br/>ジ</p> | <p>路端から<br/>1,000メー<br/>トル以内<br/>の区域(禁<br/>止地域等<br/>の区域を<br/>除く。)</p> | <p>香美町<br/>新温泉町</p> |
|------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------|

|  |  |            |      |  |                                                                                                                                      |  |  |  |      |
|--|--|------------|------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|------|
|  |  |            |      |  | 釜線、町道七釜村中線の各路端から100メートル以内の区域)並びに景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景型広域景観形成地域の香美町香住区「集落景観領域(集落市街地区域)」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域を除く。) |  |  |  |      |
|  |  | 居組インターチェンジ | 鳥取県境 |  | 路端から1,000メートル以内の区域                                                                                                                   |  |  |  | 新温泉町 |

2(1)の表8の款を次のように改める。

|   |                                     |          |           |                       |                  |  |  |  |                            |
|---|-------------------------------------|----------|-----------|-----------------------|------------------|--|--|--|----------------------------|
| 8 | 加古川バイパス・姫路バイパス・太子竜野バイパス(一般国道2号バイパス) | 第3種禁止地域等 | 明石市・加古川市境 | たつの市揖保町門前地内一般国道2号との交点 | 路端から200メートル以内の区域 |  |  |  | 加古川市<br>高砂市<br>太子町<br>たつの市 |
|---|-------------------------------------|----------|-----------|-----------------------|------------------|--|--|--|----------------------------|

2(1)の表備考を次のように改める。

備考 未供用区間は、上記の区域から除外する。

2(2)の表13の款を次のように改める。

|    |          |          |          |                  |                  |          |                  |                                  |             |
|----|----------|----------|----------|------------------|------------------|----------|------------------|----------------------------------|-------------|
| 13 | 一般国道178号 | 第3種禁止地域等 | 豊岡市・香美町境 | 香美町香住区下岡地内県道三川下岡 | 路端から100メートル以内の区域 | 豊岡市・香美町境 | 新温泉町居組地内県道居組港居組停 | 路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。) | 香美町<br>新温泉町 |
|----|----------|----------|----------|------------------|------------------|----------|------------------|----------------------------------|-------------|

|  |  |  |                                                          |                                                                     |  |  |  |                     |  |
|--|--|--|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--|--|--|---------------------|--|
|  |  |  |                                                          | 線との<br>交<br>点                                                       |  |  |  | 車場<br>線との<br>交<br>点 |  |
|  |  |  | 新温<br>泉町<br>三谷<br>地内<br>町道<br>三谷<br>17号<br>線との<br>交<br>点 | 新温<br>泉町<br>栃谷<br>地内<br>県道<br>浜坂<br>井土<br>線との<br>交<br>点             |  |  |  |                     |  |
|  |  |  | 新温<br>泉町<br>芦屋<br>地内<br>町道<br>浜坂<br>地堂<br>線との<br>交<br>点  | 新温<br>泉町<br>居組<br>地内<br>県道<br>居組<br>港居<br>組停<br>車場<br>線との<br>交<br>点 |  |  |  |                     |  |

2 (2) の表36の款を次のように改める。

|    |                     |                      |                                                          |                                                              |                  |                                                          |                                                        |                                                          |      |
|----|---------------------|----------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------|
| 36 | 県道<br>浜坂<br>井土<br>線 | 第3<br>種禁<br>止地<br>域等 | 新温<br>泉町<br>栃谷<br>地内<br>一般<br>国道<br>178<br>号と<br>の交<br>点 | 新温<br>泉町<br>井土<br>地内<br>町道<br>八日<br>市今<br>岡線<br>との<br>交<br>点 | 路端から100メートル以内の区域 | 新温<br>泉町<br>栃谷<br>地内<br>一般<br>国道<br>178<br>号と<br>の交<br>点 | 新温<br>泉町<br>井土<br>地内<br>一般<br>国道<br>9号<br>との<br>交<br>点 | 路端から<br>1,000メー<br>トル以内<br>の区域(禁<br>止地域等<br>の区域を<br>除く。) | 新温泉町 |
|----|---------------------|----------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------|

2 (2) の表55の款中「m」を「メートル」に改め、同表73の款を同表79の款とし、同表66の款から72の款までを同表72の款から78の款までとし、同表65の款中

「

|                               |                                      |                          |                           |
|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 明石市小久保2<br>丁目地内一般国<br>道2号との交点 | 高砂市中筋1丁<br>目地内一般県道<br>曾根阿弥陀線と<br>の交点 | 路端から100<br>メートル以内<br>の区域 | 明石市<br>播磨町<br>加古川市<br>高砂市 |
|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------|

」

を  
「

|          |                            |                  |                    |
|----------|----------------------------|------------------|--------------------|
| 明石市・播磨町境 | 高砂市中筋 1 丁目地内一般県道曾根阿弥陀線との交点 | 路端から100メートル以内の区域 | 播磨町<br>加古川市<br>高砂市 |
|----------|----------------------------|------------------|--------------------|

」  
に改め、同款を同表の71の款とし、同表64の款中「m」を「メートル」に改め、同款を同表70の款とし、同款の前に次のように加える。

|    |                      |                      |                                                                |                                                                |                  |                                                                |                                                                |                                                          |      |
|----|----------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------|
| 67 | 町道<br>余部<br>浜坂<br>線  | 第3<br>種禁<br>止地<br>域等 | 香美<br>町香<br>住区<br>余部<br>字今<br>西地<br>内町<br>道西<br>浜線<br>との<br>交点 | 香美<br>町・<br>新温<br>泉町<br>境                                      | 路端から100メートル以内の区域 | 香美<br>町香<br>住区<br>余部<br>字今<br>西地<br>内町<br>道西<br>浜線<br>との<br>交点 | 香美<br>町・<br>新温<br>泉町<br>境                                      | 路端から<br>1,000メー<br>トル以内<br>の区域(禁<br>止地域等<br>の区域を<br>除く。) | 香美町  |
| 68 | 町道<br>久谷<br>桃観<br>線  | 第3<br>種禁<br>止地<br>域等 | 香美<br>町・<br>新温<br>泉町<br>境                                      | 新温<br>泉町<br>久谷<br>地内<br>県道<br>赤崎<br>久谷<br>停車<br>場線<br>との<br>交点 | 路端から100メートル以内の区域 | 香美<br>町・<br>新温<br>泉町<br>境                                      | 新温<br>泉町<br>久谷<br>地内<br>県道<br>赤崎<br>久谷<br>停車<br>場線<br>との<br>交点 | 路端から<br>1,000メー<br>トル以内<br>の区域(禁<br>止地域等<br>の区域を<br>除く。) | 新温泉町 |
| 69 | 町道<br>二日<br>市久<br>斗線 | 第3<br>種禁<br>止地<br>域等 | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>県道<br>山田<br>新温<br>泉線<br>との<br>交点       | 新温<br>泉町<br>福富<br>地内<br>県道<br>竹田<br>指杭<br>線と<br>の交<br>点        | 路端から100メートル以内の区域 | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>県道<br>山田<br>新温<br>泉線<br>との<br>交点       | 新温<br>泉町<br>福富<br>地内<br>県道<br>竹田<br>指杭<br>線と<br>の交<br>点        | 路端から<br>1,000メー<br>トル以内<br>の区域(禁<br>止地域等<br>の区域を<br>除く。) | 新温泉町 |

2(2)の表63の款中「m」を「メートル」に改め、同款を同表66の款とし、同表57の款から62の款までを同表60の款から65の款までとし、同表56の款中「m」を「メートル」に改め、同款を同表59の款とし、同款の前に次のように加える。

|    |                        |                      |                                                                |                                                          |                  |                                                                |                                                          |                                                          |      |
|----|------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------|
| 56 | 県道<br>赤崎<br>久谷<br>停車場線 | 第3<br>種禁<br>止地<br>域等 | 新温<br>泉町<br>久谷<br>地内<br>町道<br>久谷<br>桃観<br>線と<br>の交<br>点        | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>県道<br>山田<br>新温<br>泉線<br>との<br>交点 | 路端から100メートル以内の区域 | 新温<br>泉町<br>久谷<br>地内<br>町道<br>久谷<br>桃観<br>線と<br>の交<br>点        | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>県道<br>山田<br>新温<br>泉線<br>との<br>交点 | 路端から<br>1,000メー<br>トル以内<br>の区域(禁<br>止地域等<br>の区域を<br>除く。) | 新温泉町 |
| 57 | 県道<br>山田<br>新温<br>泉線   | 第3<br>種禁<br>止地<br>域等 | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>県道<br>赤崎<br>久谷<br>停車場<br>線と<br>の交<br>点 | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>町道<br>二日<br>市久<br>斗線<br>との<br>交点 | 路端から100メートル以内の区域 | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>県道<br>赤崎<br>久谷<br>停車場<br>線と<br>の交<br>点 | 新温<br>泉町<br>対田<br>地内<br>町道<br>二日<br>市久<br>斗線<br>との<br>交点 | 路端から<br>1,000メー<br>トル以内<br>の区域(禁<br>止地域等<br>の区域を<br>除く。) | 新温泉町 |
| 58 | 県道<br>竹田<br>指杭<br>線    | 第3<br>種禁<br>止地<br>域等 | 新温<br>泉町<br>福富<br>地内<br>町道<br>二日<br>市久<br>斗線<br>との<br>交点       | 新温<br>泉町<br>福富<br>地内<br>福富<br>橋西<br>詰                    | 路端から100メートル以内の区域 | 新温<br>泉町<br>福富<br>地内<br>町道<br>二日<br>市久<br>斗線<br>との<br>交点       | 新温<br>泉町<br>福富<br>地内<br>町道<br>旭町<br>福富<br>線と<br>の交<br>点  | 路端から<br>1,000メー<br>トル以内<br>の区域(禁<br>止地域等<br>の区域を<br>除く。) | 新温泉町 |

2 (2) の表備考を次のように改める。

備考 未供用区間は、上記の区域から除外する。

2 (3) の表 1 の款を次のように改める。

|   |                                              |                      |          |          |                                  |          |          |                                         |                                                        |
|---|----------------------------------------------|----------------------|----------|----------|----------------------------------|----------|----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 西日<br>本旅<br>客鉄<br>道株<br>式会<br>社山<br>陽新<br>幹線 | 第1<br>種禁<br>止地<br>域等 | 大阪<br>府境 | 岡山<br>県境 | 路端から1,000メートル以内の区域 (用途地域の区域を除く。) | 大阪<br>府境 | 岡山<br>県境 | 用途地域<br>で路端か<br>ら1,000メ<br>ートル以<br>内の区域 | 伊丹市<br>播磨町<br>加古川市<br>高砂市<br>太子町<br>たつの市<br>相生市<br>赤穂市 |
|---|----------------------------------------------|----------------------|----------|----------|----------------------------------|----------|----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------|

2 (3) の表備考を次のように改める。

備考 駅構内は、上記の区域から除外する。

2 (4) の表 1 の款を次のように改める。

|   |                 |          |          |      |                                   |          |      |                                  |                                                        |
|---|-----------------|----------|----------|------|-----------------------------------|----------|------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 西日本旅客鉄道株式会社山陽本線 | 第3種禁止地域等 | 明石市・播磨町境 | 岡山県境 | 路端から100メートル以内の区域<br>(用途地域の区域を除く。) | 明石市・播磨町境 | 岡山県境 | 路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。) | 播磨町<br>加古川市<br>高砂市<br>太子町<br>たつの市<br>相生市<br>赤穂市<br>上郡町 |
|---|-----------------|----------|----------|------|-----------------------------------|----------|------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|

2(4)の表11の款を次のように改める。

|    |              |  |  |  |  |          |          |                  |                    |
|----|--------------|--|--|--|--|----------|----------|------------------|--------------------|
| 11 | 山陽電気鉄道株式会社本線 |  |  |  |  | 明石市・播磨町境 | 姫路市・高砂市境 | 路端から100メートル以内の区域 | 播磨町<br>加古川市<br>高砂市 |
|----|--------------|--|--|--|--|----------|----------|------------------|--------------------|

2(4)の表備考を次のように改める。

備考 駅構内は、上記の区域から除外する。

4(1)イの表及び9(1)の表備考を削る。

9(2)の表4の款を次のように改める。

|   |                    |          |                          |                  |                    |
|---|--------------------|----------|--------------------------|------------------|--------------------|
| 4 | 一般国道250号<br>(明姫幹線) | 明石市・播磨町境 | 高砂市中筋1丁目地内一般県道曾根阿弥陀線との交点 | 路端から100メートル以内の区域 | 播磨町<br>加古川市<br>高砂市 |
|---|--------------------|----------|--------------------------|------------------|--------------------|

9(2)の表備考を削る。



**兵庫県告示第367号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類     | 都市計画の名称    |
|-------|-------------|------------|
| 尼崎市   | 阪神間都市計画地区計画 | 塚口北地区地区計画  |
| 小野市   | 東播都市計画地区計画  | 古川町南地区地区計画 |



**兵庫県告示第368号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類        | 都市計画の名称           |
|-------|----------------|-------------------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画地区計画 | 三宮中央通り沿道地区地区計画    |
| 姫路市   | 中播都市計画公園       | 3.3.105号奥山公園ほか9公園 |
| 豊岡市   | 豊岡都市計画下水道      | 豊岡市公共下水道          |



**兵庫県告示第369号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、小野市垂井南土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称  
小野市垂井南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成30年 3月30日から平成35年 3月31日まで
- 3 施行予定地区  
小野市垂井町字前垣内及び大島町字垂井ヶ原の各一部
- 4 事務所の所在地  
小野市王子町806番地の1（小野市役所内）
- 5 設立認可の年月日  
平成30年 3月30日
- 6 事業年度  
毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで
- 7 公告の方法  
小野市役所の掲示場に掲示して行う。

**公 告**

**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成30年 4月 1日から次のとおり変更する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針  
本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。  
気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。  
冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。  
このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁

業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ       | 平成29年1月から平成29年12月まで | 若干  |
| まいわし      | 平成29年1月から平成29年12月まで | 若干  |
| まさば及びごまさば | 平成29年7月から平成30年6月まで  | 若干  |
| するめいか     | 平成29年4月から平成30年3月まで  |     |

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量  |
|-----------|---------------------|------|
| まあじ       | 平成30年1月から平成30年12月まで | 若干   |
| まいわし      | 平成30年1月から平成30年12月まで |      |
| まさば及びごまさば | 平成30年7月から平成31年6月まで  | (注釈) |
| するめいか     | 平成30年4月から平成31年3月まで  |      |

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類 | 海 域 | 管理の対象となる期間 | 漁獲努力量<br>(隻日) |
|-----|-------|-----|------------|---------------|
|     |       |     |            |               |



|     |                    |      |                                |       |
|-----|--------------------|------|--------------------------------|-------|
| さわら | はなつぎ網漁業            | 瀬戸内海 | 平成30年 5月 6日から<br>平成30年 6月15日まで | 2,020 |
|     | 刺網漁業<br>(さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成30年 4月20日から<br>平成30年 6月15日まで | 3,140 |

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡二丁目 4番 1、4番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡稲美町蛸草323番地の 1  
日の出通商株式会社 代表取締役 大 西 浩 介
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年11月20日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1—26号（29稲美）

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県人事委員会  
委員長 太 田 和 成

**兵庫県人事委員会規則第 4 号**

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第13条中第 5号を第 6号とし、第 4号を第 5号とし、第 3号を第 4号とし、第 2号の次に次の 1号を加える。

- (3) 警察官の警部以下の職への採用の選考の権限

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県公安委員会  
委員長 三宅知行

兵庫県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条の2」の右に「第1項」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

正 誤

○平成2年7月24日付け（兵庫県公報第158号）

兵庫県告示第1110号（昭和55年兵庫県告示第2541号（農業振興地域の指定）の一部改正）中

| (ページ) | (行) | (誤)       | (正)                                              |
|-------|-----|-----------|--------------------------------------------------|
| 6     | 24  | 大字杉生、大字鎌倉 | 大字杉生、大字木津、大字北野、<br>大字南田原、大字広根、大字猪淵、<br>大字肝川、大字鎌倉 |